

特246

647

昭和十三年十一月

統制關係法令集

— 金屬工業關係 —

名古屋商工會議所
商工相談所



0017676000

0017676-000

特246-647

統制關係法令集

名古屋商工會議所商工相談所・編

名古屋商工會議所

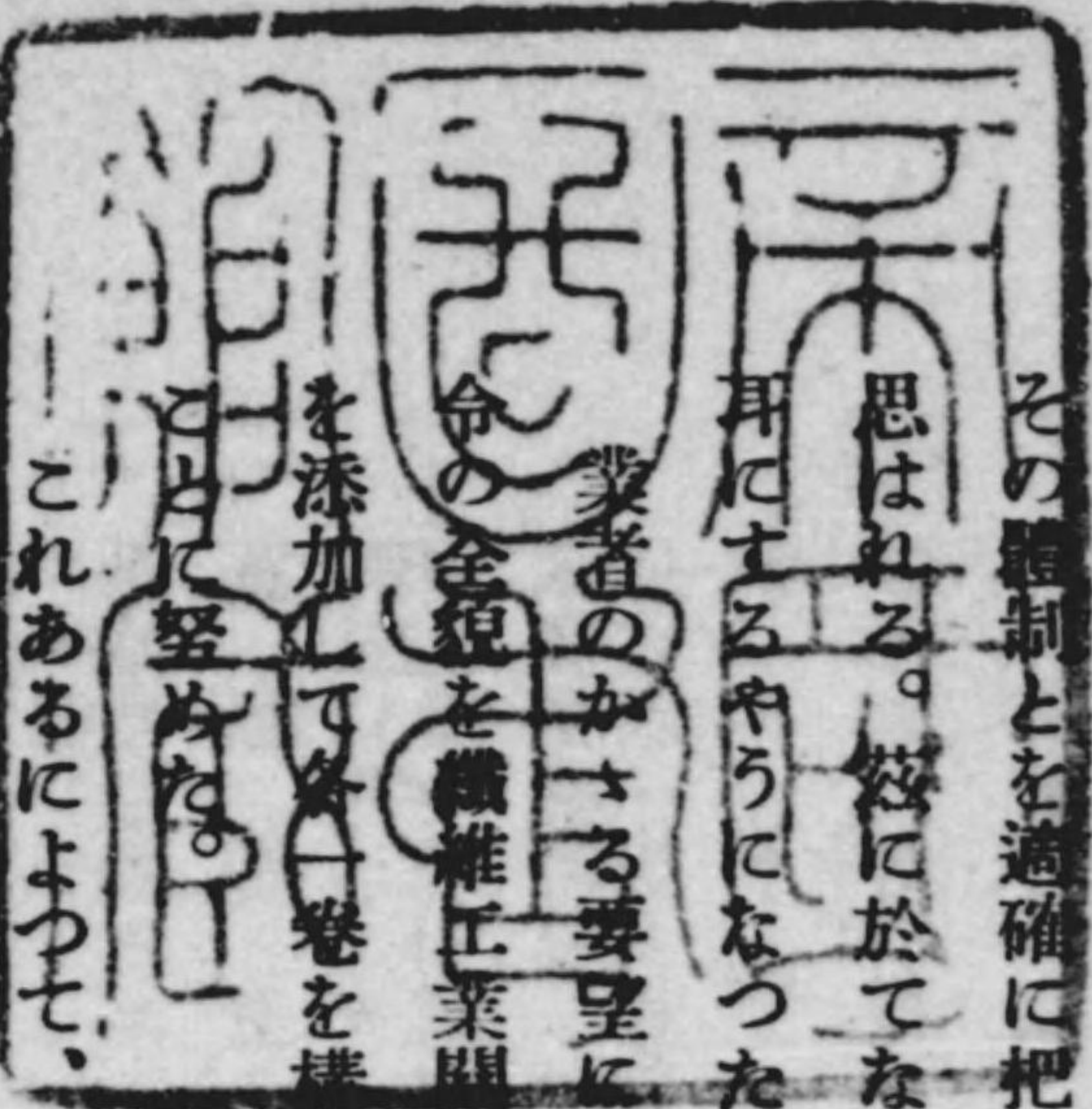
昭和13

ACI

特246
647

序

今次事變勃發以來、所謂戰時經濟統制法令なるものが矢繼早に公布し施行せられつつあるが、その法令は凡そ經濟社會の廣汎なる領域に亘り、その内容亦複雑多岐を極めてゐる。而も此等各種の法令は相互に關聯を有つてゐるばかりではなく、時局急潮の推移に伴つて絶えず改廢せられ又追加せられるので、現行統制經濟關係法令の全貌とその體制とを適確に把握するのは容易でない。そこで眞闇の迷路を手探りで歩いてゐるやうな業者も尠くはないと思はれる。茲に於てなんとか容易に且明確に法規を呑み込み得る書物はないものだらうか——こんな聲を最近よく耳にするやうになつた。



業者のかする要望に應へんが爲め、今回本所では「統制關係法令集」全三巻を刊行して世に贈ることとした。この全巻を機械工業關係・金屬工業關係・化學工業及雜品關係の三部門に分ち、各部門には全般に關聯を有つ法令を添加して各一巻を構成し、更に中央並に地方各官廳の發した通牒と之に伴ふ手續方法等を各巻に補足併載することゝ堅めた。これあるによつて、各關係業者は複雑多岐に亘る全法令を涉獵する煩瑣もなく、打ては響くがやうにその必要とする法令に直入することが出來、その條文とこれに盛られた精神とを汲み取り、聽てはこの急潮に掉して毫も過なきを期することが出來ると思ふ。

本書はもとより忙中閑を得て編纂したるもの、不備なきを保せず、また爾今改廢せらるべき法令も尠くはあるまゝ。その推移に連れて補正を持続し、完璧を期すべきものなるは言ふまでもない。

編

者

目 次

一、臨時資金調整法	昭和十二年九月九日法律第八十六號	一
一、臨時資金調整法施行令	昭和十二年九月二十四日勅令第五百二十七號	一
一、臨時資金調整法施行細則	昭和十二年九月二十五日大藏商工農林省令	六
一、物價委員會令	昭和十三年六月二十一日勅令第四百三十一號改正	二
一、地方物價委員會規則	昭和十三年四月二十二日商工省令第十六號	五
一、物品販賣價格取締規則	昭和十三年七月九日商工省令第五十六號	一六
一、同上第一條ノ規定ニ依リ故又ハ屑鐵ノ販賣價格指定ノ件	昭和十三年九月七日商工省告示第二百六十一號	一六
一、同上第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件	昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號	一七
一、買溜防止ニ關スル件	昭和十三年七月五日愛知縣公報第五百三十一號	一九
一、暴利ヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件	大正六年九月一日農商務省令第二十號	一九
一、同上改正施行ニ關スル件	昭和十三年七月十六日愛知縣公報商第二一三三號	二二
一、揮發油及アルコール混用法	昭和十二年三月三十一日法律第三十九號	二二
一、同上施行令	昭和十三年四月二十二日勅令第二百八十四號	二二
一、同上施行規則	昭和十三年四月二十三日商工省令第十七號	二七
一、同上第一條第二項ノ規定ニヨル揮發油ニアルコールニ混入スベキ割合ノ件	昭和十三年四月二十五日商工省告示第二百二十一號 昭和十三年七月三十日廢止	三三

二、同 上 昭和十三年七月三十日商工省告示第二百二十二號..... 三

一、同上第四條第一項ノ期間及割合ノ件..... 昭和十三年四月二十五日商工省告示第二百二十二號..... 三

一、石炭配給統制規則..... 昭和十三年九月十九日商工省令第八十號..... 三

一、同上第三條ノ規定ニ依ル指定ノ件..... 昭和十三年九月十九日商工省告示第二百七十七號..... 三

一、工作機械製造事業法..... 昭和十三年三月二十九日法律第四十號..... 三

一、同上施行期日ニ關スル件..... 昭和十三年七月九日勅令第四百九十九號..... 三

一、同 上 施 行 令..... 昭和十三年七月九日勅令第五百號..... 三

一、工作機械製造事業法施行規則..... 昭和十三年七月九日商工省令第五十號..... 三

一、工作機械供給制限規則..... 昭和十三年七月二十日商工省令第六十號..... 三

一、工作機械試作獎勵金交附規則..... 昭和十三年八月十九日商工省令第七十四號..... 三

一、航 空 機 製 造 事 業 法..... 昭和十三年三月二十九日法律第四十一號..... 三

一、航空機製造事業法施行令..... 昭和十三年八月二十六日勅令第六百七號..... 三

一、航空機製造事業法施行規則..... 昭和十三年八月二十七日遞信省令第六十九號..... 三

一、航空機製造事業法施行ニ關スル件..... 昭和十三年八月三十日陸軍省令第三十四號..... 三

一、鐵 鋼 配 給 統 制 規 則..... 昭和十三年六月二十日商工省令第三十三號..... 三

一、同 上 = 關 ス ル 件..... 昭和十三年六月二十四日愛知縣公報商一七三四號..... 三

一、同上第二條ニ依ル團體指定ノ件..... 昭和十三年六月二十九日商工省告示第六十八號..... 三

一、同上第九條ノ規定ニ依ル會社及團體指定ノ件..... 昭和十三年六月二十九日商工省告示第六十九號..... 七

一、鐵鋼工作物築造許可規則..... 昭和十三年十月十一日商工省令第二十四號..... 七

一、工作物ニ關スル鐵鋼使用制限方針拔萃..... 昭和十三年十月九日鐵第一四一二號..... 七

一、鐵鋼工作物築造許可申請又ハ届出ニ關スル件..... 昭和十二年十月十九日愛知縣公報商第二四四六號..... 七

一、同上第一條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザル工作物ノ種類..... 昭和十三年七月十一日商工省告示第八十七號..... 八

一、鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件..... 昭和十二年十月十日商工省告示第十號廢止..... 八

一、同上ニ依ル物品指定ノ件..... 昭和十三年四月二十五日商工省令第十九號..... 八

一、同 上..... 昭和十三年四月二十五日商工省告示第二十號..... 八

一、鋼製品ノ製造制限ニ關スル件..... 昭和十三年六月二十九日商工省告示第六十五號..... 八

一、同上ニ依ル物品指定ノ件..... 昭和十三年七月八日商工省令第四十九號..... 八

一、鋼製品製造制限ニ關スル件..... 昭和十三年七月八日商工省告示第八十號..... 八

一、銅 使 用 制 限 規 則..... 昭和十三年八月九日愛知縣公報商第二三八七號..... 八

一、同 上 解 說..... 昭和十二年十一月六日商工省令第二十八號..... 八

一、同上第四條ノ規定ニ依ル指定物品ノ件..... 昭和十三年八月一日商工省告示第二百二十七號..... 八

一、鉛、亞鉛、錫等使用制限規則..... 昭和十三年七月九日商工省令第五十一號..... 八

一、白金使用制限規則..... 昭和十二年十二月二十八日商工省令第七十六號..... 八

一、同上 制定ノ趣旨……………昭和十二年十二月二十八日續第二一〇八號……………五

二、同上 運用方針……………昭和十二年十二月二十八日續第二一〇八號……………六

三、同上 關係スル件……………昭和十三年一月十日續局第一一號……………六

四、同上 運用方針ニ關スル件……………昭和十三年一月十五日續第一五六號……………七

五、金 使 用 規 則……………昭和十二年十二月二十八日大藏省令第六十號……………七

臨時資金調整法 (昭和十二年九月九日 法律第八十六號)

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス

第二條 銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シテ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クル

ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ

一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ

二 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキ

三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ

第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
政府ハ第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニ付命令ノ定
ムル所ニ依リ額面金額五億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及
利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ル
ノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ
事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認
可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金
全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ
命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬
スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依ル
制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額
ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミ
タル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ
第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債
信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會
社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ

七條第一項及第八條並ニ日本勸業銀行法第三十五條ノ
二、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ
貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認
ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事
項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査
ヲ爲スコトヲ得

- 一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項
- 二 有價證券ニ關スル事項
- 三 國際收支ニ關スル事項
- 四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰
金ニ處ス

- 一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸
付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱
ヲ爲シタル者
- 二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株
金拂込ノ催告、設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債
ノ募集ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰
金ニ處ス

其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ
處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調整審
議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク
臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム

第十二條 第二條、第四條、第八條又ハ第九條第一項ノ規
定ニ依リ許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事業ノ重要
ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ臨
時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金二億圓ニ達
スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得
貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年內ニ毎年
二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ
貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以內
ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大
臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券
ヲ以テ交附スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第
一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報
告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提
出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽
ノ記載ヲ爲シタル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用
人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前
二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外
其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル
日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務
執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩
シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合
ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコト
ヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年內
ニ之ヲ廢止スルモノトス

臨時資金調整法施行令

(昭和十二年九月二十四日)
勅令第五百二十七號

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數回ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ
- 二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)五十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレル會社

二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可許可又ハ免許ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若

ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 資本金五十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更

二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金五十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金五十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

臨時資金調整法第四條第二項第二號ノ限度八十萬圓トス

第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可

四

可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣商工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依ル保護ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得

一 航空機製造事業

二 金屬工機械製造事業

三 兵器及兵器部分品製造事業

四 鋼船製造事業

五 製鐵事業

六 產金事業

七 石炭鑛業

八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ

五

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行

及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス
大藏大臣銀行又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附 則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法施行細則

(昭和十三年九月二十五日)
大藏、商工、農林、省令

第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定ム主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトアルベシ

トアルベシ

六

第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
- 三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ亙ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)
- 四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
- 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
- 二 借主ガ會社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出ス

パン

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價額
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

意書

第四條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
- 三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額
- 四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
- 五 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
- 六 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途
- 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用

セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

意書

第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請書ノ住所及氏名
- 二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
- 三 會社ノ目的タル事業ノ大要
- 四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由
- 五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 六 第一回ノ拂込ノ時期及金額

前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書ヲ添附スベシ會社ノ創立總會ニ於テ前項

七

ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ前項ノ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第六條 臨時資金調整法施行令第五條ノ資本増加ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ現在ノ資本金額
 - 三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
 - 四 資本増加ノ方法
 - 五 資本増加ヲ必要トスル事由
 - 六 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ使途
 - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ騰本
 - 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本増加ノ決議ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第七條 臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
 - 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
 - 五 合併ノ時期及方法
 - 六 合併ヲ必要トスル事由
 - 七 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 合併ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ騰本

二 合併契約書ノ騰本

三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書

四 合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第五條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 臨時資金調整法施行令第五條ノ目的變更ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
 - 四 目的變更ヲ必要トスル事由
 - 五 目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ騰本

二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第九條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ催告ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 株金ノ拂込ノ時期及金額
 - 四 株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
 - 五 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ使途
 - 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 二 株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社株金ノ拂込社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ事業

設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケント
 スルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ
 日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

株金ノ拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニシテ其ノ拂込ノ催告、募集又ハ借入ガ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合ハ當該資金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ

主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件
- 四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ用途
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 社債申込證案及募集趣意書案
- 三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十二條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金全額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

- 二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 四 資本増加ノ方法
- 五 株金全額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由
- 六 資本増加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 四 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件
- 四 商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由
- 五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分ケ發行スルモノナルトキハ許可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分ケ發行スル旨ノ表示
- 二 社債ノ利率ノ最高限度

第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 四 信託證書案

- 五 社債ニ付スル擔保物件ノ目錄
- 六 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
- 七 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

- 第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セララルト認ムル一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セララルト認ムル貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 三 額面總額十萬圓以上ノ有價證券（國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ）ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
 - 四 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

- ハ 貸付ノ年月日
- ニ 貸付ノ種類及金額
- ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
- ヘ 貸付金ノ使途
- 二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 應募割當ノ年月日
 - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
- 三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年月日
 - ニ 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
 - ヘ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件

第十五條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セララルト認ムル一口三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セララルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 三 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
 - 四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 第十六條 前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ報告書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ
- 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 借主ノ住所氏名、商號又ハ名稱
 - ロ 借主ノ事業ノ種類

ト 有價證券ノ發行ニ依リ調達セララル資金ノ使途

第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可若ハ認可ノ申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ對シ其ノ副本ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ本令ニ定ムルモノノ外關係者ニ對シ臨時資金調整法ニ依リ許可又ハ認可ニ關シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス

附 則
本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法施行細則中

改正ノ件

（昭和十三年八月十五日）
大藏、農林、商工省令

第十條中第三項ノ末尾ニ「資本金二十萬圓以上五十萬圓

未滿ノ會社ノ株金ノ拂込金ニシテ其ノ拂込ノ催告ガ昭和十三年勅令第五百九十號ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合亦同ジ」ヲ加フ

同條第四項ヲ左ノ如ク改ム
資本金二十萬圓以上五十萬圓未滿ノ會社ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ資本金五十萬圓以上ノ會社ノ十萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十三年勅令第五百九十號施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ着手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限り第一項及第二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十四條中「十萬圓」ヲ「五萬圓」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第四項ノ規定ニ依リ許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ提出スベシ

物價委員會令

昭和十三年四月二十一日
勅令第二百七十六號
昭和十三年六月二十一日
勅令第四百三十一號改正

第一條 物價委員會ハ中央物價委員會及地方物價委員會

トス

中央物價委員會ハ商工大臣、地方物價委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬ス

委員會ハ物價ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
委員會ハ前項ノ事項ニ付キ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央物價委員會ハ商工省ニ之ヲ置ク

地方物價委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央物價委員會ニ在リテハ商工大臣ノ指令スル委員、地方物價委員會ニ在リテハ地方長官ノ指令スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 中央物價委員會ノ會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

中央物價委員會ノ委員ハ商工大臣ノ奏請ニヨリ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第七條 中央物價委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ幹事ハ會長ノ指揮ヲ承

ケ庶務ヲ整理ス

第八條 中央物價委員會ニ書記ヲ置ク書記ハ商工大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條 商工大臣ハ物價ニ關スル特別ノ事項ニ付中央物價委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ專門委員會ヲ置クコトヲ得

第十條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一條 委員長ハ中央物價委員會委員ノ中ヨリ、專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

第十二條 本令ニ定ムルモノノ外物價委員會ニ關シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地方物價委員會規則

昭和十三年四月二十二日
商工省令第十六號

第一條 地方物價委員會ノ委員ハ十五人以内トス

商工大臣ハ必要ト認ムル道府縣ニ付前項ノ定員ヲ増加

スルコトアルベシ

委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

地方物價委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第二條 地方物價委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第三條 地方物價委員會ニ書記ヲ置ク、書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ從事ス

第四條 地方長官ハ物價ニ關スル特別ノ事項ニ付地方物價委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ專門委員會ヲ置クコトヲ得

第五條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 委員長ハ地方物價委員會ノ中ヨリ專門委員ハ學識經驗アルモノノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

附 則

本則ハ物價委員會令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物品販賣價格取締規則

(昭和十三年七月九日)
商工省令第五十六號
(昭和十三年七月二十八日改正)
商工省令第六十八號

第一條 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ際商工大臣ノ指定スル年月日ニ於ケル販賣價格ヲ、商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣(指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ輸出スル場合取引所ニ於テ賣買スル場合及已ヲ得ザル事由ニ依リ卸賣ニ付テハ商工大臣、小賣ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ故又ハ屑ノ鐵ノ販賣價格ヲ左ノ通指定シ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十三年九月七日)
商工省令第二百六十一號

故又ハ屑ノ鐵ノ最終販賣價格(故又ハ屑ノ鐵ヲ原料トシテ使用スル者ニ販賣スル價格)

一 故又ハ屑ノ鐵

甲 熔 解 用 一 噸 百 圓
イ 平 爐 用 一 噸 百 圓
ロ 電 氣 爐 用 一 噸 百 十 圓

乙 伸 鐵 用(抜物用及押物用ヲ含ム) 一 噸 百 三十 圓

二 故又ハ屑ノ鐵(鑄物ヲ含ム) 一 噸 百 圓

備考 本指定價格ハ故又ハ屑ノ鐵ヲ原料トシテ使用スル者ノ工場又ハ買入所ニ最近接スル河岸著靜乘渡又ハ驛着貨車乘渡ノ價格(船又ハ鐵道以外ノ場合ニ在リテハ持込乘渡ノ價格)トス

物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件

(昭和十三年七月二十八日)
商工省令第二百八號

物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ物品及年月日ヲ左ノ通指定シ昭和十三年七月商工省告示第百八十六號及第百九十四號ハ之ヲ廢止ス

- 物 品 年 月 日
- 一、綿、ステープルファイバ 昭和十三年六月二十八日
 - イ、羊毛、山羊毛又ハ駱駝毛ヲ原料トシテ製造シタル
 - 絲、人造絹絲、織物(フェルトヲ含ム)、莫大小及製綿
 - 並ニ之ヲ原料トシテ製造シタル紐、繩、網、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース但シ綿絲販賣價格取締規則、ステープルファイバー及ステープル

アイバー絲販賣價格取締規則又ハ人造絹絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノヲ除ク

- 二、皮 革 製 品 昭和十三年六月三十日
- 三、麻 製 品 昭和十三年七月八日
- 四、輸入材及其ノ製品 昭和十三年七月八日
- 五、ゴ ム 製 品 昭和十三年七月八日
- 六、松 脂 〃
- 七、セルラツク 〃
- 八、アラビヤゴム 〃
- 九、桐 油 〃
- 十、カーボンブラツク 〃
- 十一、亞 鉛 華 〃
- 十二、鉛 丹 〃
- 十三、リ サ ー ジ 〃
- 十四、唐 土 〃
- 十五、石 炭 酸 〃
- 十六、礬 砂 〃
- 十七、アルミニウム製品 昭和十三年七月十五日
- 十八、アルマイト製品 〃

九、ヒ マ シ 油 昭和十三年七月十五日
 三、カ セ イ ン 〃
 二、水 昭和十三年七月二十三日
 一、家庭用又ハ浴場用石炭 〃

昭和十三年七月商工省告示第二百八號
 中改正 (昭和十三年八月六日)
 (商工省告示第二百三十號)

第二十二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
 二十三 内地古ゴム及再生ゴム昭和十三年八月十四日
 (昭和十三年八月十九日)
 (商工省告示第二百五十五號)

第二十三項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ
 二十四 大 麻 昭和十三年八月十七日
 二十五 木炭、煉炭及亞炭 昭和十三年八月十七日
 (昭和十三年八月二十四日)
 (商工省告示第二百四十九號)

第一項但書中「又ハ人造絹絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノ」ヲ、「人造絹絲販賣價格取締規則又ハ毛絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノ(手編毛絲ニ在リテハ之ヲ製造スル者ガ販賣スルモノニ限ル)」ニ改ム

一八
 (昭和十三年九月三日)
 (商工省告示第二百五十八號)

第一項ヲ左ノ如ク改ム
 一 綿、ステープルファイバー、羊毛、山羊毛又ハ駱駝毛ヲ原料トシテ製造シタル絲及人造絹絲但シ綿絲販賣價格取締規則、ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則、人造絹絲販賣價格取締規則又ハ毛絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノ(手編毛絲ニ在リテハ之ヲ製造スル者ガ販賣スルモノニ限ル)ヲ除ク
 昭和十三年六月二十八日

同項ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ
 一ノ二 前項ニ掲グル物品ヲ原料トシテ製造シタル織物(フェルトヲ含ム)及莫大小 昭和十三年六月二十八日
 一ノ三 前二項ニ掲グル物品ノ原料トシテ製造シタル紐、繩、網、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース 昭和十三年六月二十八日
 一ノ四 製 綿 〃
 第二十五項ノ次ニ左ノ四項ヲ加フ
 二十六 珙 瑯 鐵 器 〃
 昭和十三年八月三十日

二十七 紙類及製紙原料 昭和十三年八月三十日
 二十八 故又ハ屑ノ鐵 昭和十三年八月三十日
 二十九 再 生 鉄 鐵 昭和十三年八月三十日

買溜防止ニ關スル愛知縣知事諭告
 (昭和十三年七月五日)
 (愛知縣公報第五百三十一號)

◎諭告第二號
 今ヤ我が國ハ有史以來ノ非常時局ニ直面シ官民一體長期持久ノ體制ヲ確立シテ戰爭目的ノ貫徹ヲ期スル爲メ輸出ノ振興、生産力ノ擴充ヲ圖ルト共ニ配給及消費ノ調整ヲ爲シ物價騰貴抑制ノ實ヲ舉ゲ國民生活ノ安定ニ資セザルベカラズ政府ニ於テハ綿製品皮製品等國內不足物資ノ消費統制ニ關シ各種ノ措置ヲ採リ來レルモ最近是等物品ノ買溜ヲ爲ス者次第ニ多キヲ加フルヤノ聞エリスノ如キハ國策ニ協力セザル非愛國的行爲ナリト謂フベシ
 縣民諸子ハ宜シク時局ノ實相ヲ認識シ困苦缺乏ニ堪フル堅忍不拔ノ精神ヲ持シ相携ヘテ物價騰貴ヲ抑制シ重要資源ノ圓滑ナル配給ヲ期スル爲ニハ此ノ際不急用品ノ購入ヲ可及的ニ差控ヘ極力消費節約ニ努メ簡素ナル國民生

活樣式ヲ確立シ帝國ノ大理想具現ノ爲非常時國策ノ遂行ニ戮力シ以テ俱ニ時艱克服ニ邁進セラレンコトヲ望ム
 昭和十三年七月五日
 愛知縣知事 田 中 廣 太 郎

暴利ヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件

(大正六年九月一日農商務省令第二十號)
 (昭和十二年八月三日商工省令第十號改正)
 (昭和十二年十月二十六日商工省令第二十六號改正)
 (昭和十三年七月十四日商工省令第五十九號改正)

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監以下同ジ)ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ取引ニ付條件ヲ附スルコトヲ得、不當ノ報酬ヲ得テ左ニ掲グル物品ノ販賣ヲ媒介シ又ハ媒介セントスル者ト認ムルトキ又同ジ
 一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品
 二 黑鉛、硼砂及雲母並ニ石綿及其ノ製品

- 三 機械器具及其部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電 極
- 七 研 磨 材 料
- 八 陶磁器、耐火煉瓦並ニ硝子及其ノ製品
- 九 セルロイド及其ノ製品
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石油、コークス、煉炭及薪炭
- 十二 棉花、麻、ステープルファイバー及羊毛其ノ他ノ鳥獸毛
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)並ニ布帛(フェルト及編物ヲ含ム)及其ノ製品
- 十四 被服及身廻用細貨類
- 十五 紙及其ノ製品
- 十六 染料、顔料、塗料及填充料
- 十七 工業藥品及農業用藥劑
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂、蠟及其ノ製品並ニ調製薰香類
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品

- 二十二 バ ル プ
 - 二十三 皮革及其ノ製品
 - 二十四 麥及小麥類
 - 二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其ノ他ノ穀物以外ノ飲食料品
 - 二十六 セメント、瓦、砂、砂利其他ノ土木建築材料
 - 二十七 木竹類及其ノ製品
 - 二十八 燐 寸
 - 二十九 氷
- 第一條ノ二 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ揭示シ其ノ他容器ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 商工大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ第一條ニ掲グル物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシムルコトアルベシ
- 第二條ノ二 商工大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ價格ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ價格ノ届出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第三條 薪炭、麻、鳥獸毛、油脂、蠟、肥料、飼料麥、木竹類及其ノ製品農畜、水産物タル飲食料品並ニ氷ニ

暴利取締ニ關スル省令改正ノ施行ニ關スル件

(昭和十三年七月十六日愛知縣公報商第二二二三號以テ市町村長宛各種産業團體ニ通知ス)

曩ニ物品販賣價格取締規則施行セラレ物價騰貴ヲ抑制スルト共ニ進ンデ物價委員會ノ決定セル公定價格制ニ依リ漸次之ヲ引下グルコトト相成候處更ニ全般的ニ物價騰貴ヲ極力抑制スル爲別紙ノ通昭和十二年商工省令第十號中改正ノ上實施相成候ニ付テハ左記各項ニ依リ至急御措置相成度

記

- 一 現下ノ情勢ニ鑑ミ本令實施ノ緊急已ムヲ得ザル所以ヲ、物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ勿論廣ク國民大衆ニ周知徹底セシメ進ンデ物價昂騰ノ抑制ニ協力スル機運ノ醸成ニ努ムルコト
- 二 販賣價格ノ表示ハ出來得ル限り正札ノ方法ニ依ラシムルコトト爲スモ物品販賣上ノ舊來ノ慣習ヲ努メテ尊重スルコトトシ物品ノ種類、性質其ノ他ノ事情ニ依リ店頭ノ揭示、見本帳ノ備付其ノ他適宜ノ方法ニ依ラシムルコト

付商工業者及其ノ團體以外ノ者ニ對シ第一條、第二條又ハ前條ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ同條中商工大臣トアルハ商工大臣及農林大臣トス

第四條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣惜、若ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第一條ノ二ノ規定ニ依ル表示ヲ爲シタル者
- 二 第二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 三 第二條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ第五條ノ罰金刑又ハ前條ノ科料刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス、但シ第一條ノ二ノ規定ハ七月十八日ヨリ之ヲ施行ス

愛知縣告示第八百九十號

(昭和十三年八月十二日)

昭和十二年八月商工省令第十號(昭和十三年七月商工省令第五十九號改正)第一條ノ二但書ノ規定ニ依リ販賣價格ノ表示ヲ爲スコトヲ要セザルモノハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

- 一 純然タル農林水產業者
 - 二 各種 行 商
 - 三 各種 露 天 商
 - 四 駄菓子類小賣商
 - 五 入札又ハ糶賣ノ方法ニ依リ販賣ヲ爲ス場合
 - 六 直輸出スル場合
 - 七 特定ノ註文ニ依リ製造シ之ヲ當該註文者ニ販賣スル場合
 - 八 其ノ他特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル者
- 第八號ニ依リ知事ニ提出スル申請書ハ所轄警察署長ヲ經由スベシ

正札以外ノ方法ヲ以テスル場合ハ品質、數量等ヲ明示シテ販賣價格ヲ表示セシムルコト尙包裝品ノ生産者ニ對シテハ煙草ノ如キ定價表示ヲ極力爲サシムルコト

- 三 左記該當者ハ第一條ノ二但書ノ規定ニ依リ價格表示ヲ爲スコトヲ要セズ
 - (イ) 純然タル農林水產業者
 - (ロ) 各種 行 商
 - (ハ) 各種 露 天 商
 - (ニ) 駄菓子類小賣商
 - (ホ) 入札又ハ糶賣ノ方法ニ依リ販賣ヲ爲ス者
- 四 第一ノ二及第二條ノ二ノ「物品ノ販賣ヲ爲ス者」トハ第一條ニ掲グル物品ニ止マラズ其ノ他總テノ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニシテ且販賣業者ノミナラズ生産者、貿易業者ヲ包含スルモ瓦斯、電氣、水道等ノ供給事業者及飲食店、料理店等ノ接客業者ヲ含マザルコト
- 五 第一條ノ二ノ規定ハ七月十八日迄其ノ施行ヲ猶豫セラレタルヲ以テ其間ニ於テ所定ノ表示ヲ爲サシムルコト

揮發油及アルコール混用法

(昭和十二年三月三十一日) 法律第三十九號

- 第一條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者其ノ工場若ハ貯油所ヨリ揮發油ヲ搬出セントスルトキ又ハ其ノ工場若ハ貯油所ニ於テ揮發油ヲ使用シ若ハ之ヲ他ノ者ニ引渡サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ揮發油ニアルコールヲ混入スベシ但シ勅令ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 政府ハ前項ノ規定ニ依リ揮發油ニアルコールヲ混入スベキ割合ヲ定メ之ヲ告示ス
- 第二條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リアルコール混入計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 政府必要アリト認ムルトキハアルコール混入計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第三條 政府ハ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シアルコール混入計畫ノ實施ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 本法ニ依リアルコールヲ混入シタル揮發油ヨリアルコールヲ分離スルコトヲ得ズ

- 第五條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者第一條第一項但書ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セズシテ揮發油ヲ搬出シ又ハ引渡サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ揮發油ニ付アルコールヲ混入セザル揮發油ナルコトヲ識別シ得ベキ標章ヲ附スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ附シタル標章ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ
- 第一項ノ規定ニ依リ標章ヲ附シタル揮發油ハ之ヲ命令ヲ以テ定ムル用途以外ノ用ニ供シ又ハ供スル目的ヲ以テ讓受ケ若ハ供スルモノナルコトヲ知りテ讓渡スコトヲ得ズ
- 第六條 政府ハ揮發油ノ製造、輸入若ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ第一條第一項但書ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ノ搬出、引渡、使用、販賣其ノ他ノ取扱ニ關シ取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第七條 行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ揮發油ノ製造、輸入若ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ノ

事務所、營業所、工場、貯油所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ
業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムル
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯
セシムベシ

第八條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者第一
條ノ規定ニ違反シアルコイルヲ混入セズシテ揮發油ヲ
搬出シ、使用シ又ハ引渡シタルトキハ三千圓以下ノ罰
金ニ處ス

第九條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者左ノ
各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第二條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザルアル
コイル混入計畫ヲ實施シタルトキ

二 第二條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シアルコー
ル混入計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタルトキ
三 第五條第一項ノ規定ニ違反シ標章ヲ附セズシテア
ルコイルヲ混入セザル揮發油ヲ搬出シ又ハ引渡シタ
ルトキ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ
處ス
一 第四條ノ規定ニ違反シタル者
二 第五條第二項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタル者

第十一條 揮發油ノ製造、輸入若ハ移入ヲ業トスル者又
ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者第
六條ノ命令ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰
金ニ處ス
一 第三條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告
ヲ爲シ又ハ監督上必要ナル命令若ハ處分ニ違反シタ
ル者

二 第七條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、
妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若
ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第十二條 揮發油ノ製造、輸入若ハ移入ヲ業トスル者又
ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其他ノ取扱ヲ爲ス者ハ其
ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業
務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基
キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザ
ルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

第十四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用
スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其
ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁
治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ之ヲ適用ス但シ

業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラズ
附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ本法施行ノ
日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間ヲ限リ第一條ノ規定ニ拘ラ
ズ揮發油ニアルコイルヲ混入セザルコトヲ得

揮發油及アルコイル混用法

施行期日ノ件 (昭和十三年四月二十二日
勅令第二百八十二號)

揮發油及アルコイル混用法ハ昭和十三年四月二十五日ヨ
リ之ヲ施行ス

揮發油及アルコイル混用法

施行令 (昭和十三年四月二十二日
勅令第二百八十四號)

第一條 揮發油及アルコイル混用法第一條第一項ノ規定
ニ依リアルコイルヲ混入スベキ揮發油ハ左ノ各號ノ一
ニ該當スル鑛物性ノ揮發油トス
一 命令ノ定ムル試驗方法ニ依ル九十五パーセント溜

出溫度攝氏二百二十五度以下ノモノ
二 攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル
モノ

揮發油及アルコイル混用法第一條第一項ノ規定ニ依リ
揮發油ニ混入スベキアルコイルハアルコイル分九十九
度以上ノアルコイルトス
前項ノアルコイル分トハ攝氏十五度ニ於テ原容量百分
中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スルアルコイル
ノ容量ヲ謂フ

第二條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ左
ニ掲グル場合ニ於テハ揮發油ニアルコイルヲ混入セザ
ルコトヲ得
一 自己ノ他ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ
揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ

二 他ノ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニ
對シ其ノ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡ヲ爲ス揮發油ヲ
其ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ工場又ハ
貯油所ヨリ搬出セントスルトキ

三 他ノ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ガ
其ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ引渡ヲ受
クル揮發油ヲ工場若ハ貯油所ニ於テ其ノ者ニ引渡シ

- 又ハ其ノ者ニ引渡ニ目的ヲ以テ工場若ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 四 輸出又ハ揮發油及アルコール混用法ヲ施行セザル地ヘノ移出ノ用ニ供スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 五 輸出又ハ揮發油及アルコール混用法ヲ施行セザル地ヘノ移出ノ用ニ供スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル者ニ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡サントスルトキ
- 六 命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ
- 七 工場又ハ貯油所ニ於テ揮發油ヲ命令ヲ以テ定ムル用途ニ使用セントスルトキ
- 八 命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル者ニ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡サントスルトキ
- 九 軍事上ノ必要ニ依リ政府ガ購入スル揮發油ヲ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ引渡サントスルトキ
- 十 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ揮發油ニアルコールヲ混入シテ之ヲ工場若ハ貯油所ヨリ

搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡スコトヲ得ザルトキ

- 第三條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者其ノ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ、又ハ其ノ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス揮發油ノ總數量當時年額百キロリツトルニ達セザル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ揮發油ニアルコールヲ混入セザルコトヲ得
- 第四條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハアルコールノ需給關係上商工大臣ニ於テ必要ト認ムル期間其ノ期間内ニ其ノ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ其ノ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス揮發油ノ總數量ヨリ第二條第一號乃至第九號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油ノ數量ヲ除キタル數量ニ對シ商工大臣ノ定ムル割合ニ相當スル數量ノ揮發油ニハアルコールヲ混入スルコトヲ要セズ前項ノ期間及割合ハ商工大臣之ヲ告示ス
- 第五條 本令中商工大臣トアルハ臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス

附 則

本令ハ揮發油及アルコール混用法施行ノ日ヨリ之ヲ施行

揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ石炭、亞炭若ハオイルシエールヨリ製造シタル原料油又ハガスノ合成ニ依リ製造シタル原料油ヨリ製造シタル礦物性ノ揮發油ニハ當分ノ内アルコールヲ混入セザルコトヲ得前項ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油ノ數量ハ第四條ノ揮發油ノ總數量ニ之ヲ算入セズ

揮發油及アルコール混用法

施行規則

(昭和十三年四月二十三日) 商工省令第十七號

- 第一條 揮發油及アルコール混用法施行令第一條第一項第一號ノ試驗方法ハ日本標準規格第百七十四號石油製品試驗方法第六條ノ分溜試驗方法トス
- 第二條 揮發油及アルコール混用法第五條第三項及同法施行令第二條第六號乃至第八號ノ用途ハ内燃機關用(航空機ノ内燃機關用ヲ除ク)以外ノ用途トス
- 第三條 揮發油ノ製造又ハ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ事業開始後遲滞ヤク左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

一 氏名名稱又ハ商號及住所

二 工場又ハ貯油所ノ名稱及位置(工場又ハ貯油所ノ全體圖ヲ添附スベシ)

- 揮發油ノ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ事業開始後遲滞ナク前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 一 事業ノ概要
- 二 貯 藏 設 備
- 三 一年間ニ於ケル移入及販賣見込數量
- 四 事業開始ノ年月日
- 第一項各號ニ掲グル事項竝ニ前項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 第四條 揮發油ノ移入ヲ業トスル者其ノ事業ヲ讓渡シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 一 讓渡又ハ廢止ノ事由及時期
- 二 讓渡ニ在リテハ讓受人ノ氏名名稱又ハ商號及住所
- 第五條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者其ノ事業ヲ休止セントスルトキハ豫メ休止ノ事由及期間ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ但シ揮發油ノ製造又ハ輸入ヲ業トスル者ニ在リテハ六月未滿ノ休止ヲ爲ス場合ニ限ル

揮發油ノ移入ヲ業トスル者休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第六條 揮發油及アルコール混用法施行令第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲ゲル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 アルコールヲ混入セザル事由

二 一年間ニ於ケル製造、輸入又ハ移入數量

三 一年間ニ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス數量

第七條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノアルコール混入計畫ヲ定メ其ノ前年九月三十日迄ニ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第八條 アルコール混入計畫認可申請書ニハ工場又ハ貯油所別ニ左ニ掲ゲル事項ヲ記載スベシ

一 揮發油ノ製造又ハ搬入數量及搬出、使用又ハ引渡數量並ニ年始及年末在庫數量

二 アルコールヲ混入スル揮發油ノ數量及揮發油ニアルアルコールヲ混入スル割合

三 アルコールノ搬入、混入及搬出數量並ニ年始及年末在庫數量

四 アルコールノ貯藏設備及貯藏能力

五 アルコールノ混入設備及混入方法

六 アルコールヲ混入シタル揮發油ノ貯藏設備及貯藏能力

第九條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ左ニ掲ゲル事項ヲ工場又ハ貯油所別ニ記載シタル届出書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 揮發油ノ製造又ハ搬入數量及搬出、使用又ハ引渡數量並ニ月末在庫數量

二 アルコールヲ混入シタル揮發油ノ數量及揮發油ニアルアルコールヲ混入シタル割合

三 アルコールノ搬入、混入及搬出數量並ニ月末在庫數量

第十條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者揮發油及アルコール混用法施行令第二條第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ヲ搬出シ又ハ引渡サントスルトキハ瓶、罐、樽其ノ他之ニ準ズル容器ニ入レタル其ノ揮發油ニ付其ノ容器ノ見易キ箇所ニ別記様式第一號ノ標章ヲ附スベシ其ノ容器ニ包装ヲ施シタルモノニ在リテハ其ノ包装ニ付亦同ジ前項ノ場合ニ於テ當該搬出又ハ引渡ガ同時ニ揮發油及

アルコール混用法施行令第二條第一號乃至第五號又ハ第九條ノ規定ニ依ル搬出又ハ引渡ニ該當スル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第十一條 揮發油ノ製造、輸入若ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ハ揮發油及アルコール混用法施行令第二條第一號乃至第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油(前條ノ規定ニ依リ標章ヲ附シタル揮發油ヲ除ク)ヲ内燃機關用(航空機ノ内燃機關用ヲ除ク)ニ使用シ又ハ供スルモノナルコトヲ知りテ讓渡スルコトヲ得ズ但シ軍事上ノ必要ニ依リ政府ガ購入セントスルトキ又ハ特別ノ事由ニ因リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 業務上揮發油及アルコール混用法施行令第二條第四項乃至第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス事業主(第十條ノ規定ニ依リ標章ヲ附シタル揮發油ノミノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者及業務上揮發油ノ輸送ヲ爲ス者ヲ除ク)ハ其ノアルコールヲ混入セザル揮發油ニ付毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ左ニ掲ゲル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十三條 揮發油及アルコール混用法第七條ノ證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

一 揮發油ヲ讓受ケタル日及其ノ數量

二 揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱數量及月末在庫數量

第十三條 揮發油及アルコール混用法第七條ノ證票ハ別記様式ニ依ル

本則ハ揮發油及アルコール混用法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第九條及第十二條ノ規定ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

揮發油及アルコール混用法附第二項ノ期間ハ本則施行ノ日ヨリ昭和十三年六月三十日ニ至ル期間トス

本則施行ノ際現ニ揮發油ノ製造又ハ輸入ノ業ヲ營ム者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第三條第一項各號ニ掲ゲル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

本則施行ノ際現ニ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ノ業ヲ營ム者ハ昭和十三年七月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノアルコール混入計畫ヲ定メ本則施行ノ日ヨリ一月以内ニ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

揮發油及アルコール混用法施行令附則第二項ノ規定ニ依

リアルコールヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニハ其ノ事業ニ付當分ノ内本則ヲ適用セズ

別記様式第一號

甲 容量五立未滿ノ容器ニ附スベキ標章



外 圓
直徑 四 厘

乙 容量五立未滿ノ容器以外ノモノニ附スベキ標章

アルコールヲ混入セザル揮發油

縦 二 一 厘
横 一 四 八 厘

又ハ



外 圓
直徑 八 厘

三〇

別記様式第二號

第 號 年 月 日 交付

揮發油及アルコール
混用法第七條ノ證票

官職 氏 名

商工省
各道廳
府縣印

本證票用紙ノ寸法
ハ日本標準規格第
九十二號B列八番
(84mm x 91mm)
ニ依ルモノトス

裏 面

揮發油及アルコール混用法摘要
第七條、行政官廳取締上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ揮發油ノ製造、輸入若ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其他ノ取扱ヲ爲ス者ノ事務所、營業所、工場、貯油所其他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
二 第七條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三一

揮發油及アルコール混用法第一條
 第二項ノ規定ニ依リ揮發油ニアルコールヲ混入スベキ割合左ノ通定ム
 (昭和十三年四月二十五日 商工省告示第百二十五號)

揮發油ノ容量九十五ニ對シアルコールノ容量五

(昭和十三年七月三十日 商工省告示第百二十二號)
 (昭和十三年四月二十五日 商工省告示第百二十五號)

揮發油ノ容量九十ニ對シアルコールノ容量十
 本告示ハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

揮發油及アルコール混用法施行同第四條第一項ノ期間及割合左ノ通定ム
 (昭和十三年四月二十五日 商工省告示第百二十五號)

一期間 昭和十三年七月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間
 二割合 四分ノ三以下但シ各月ニ於ケル割合ハ五分

ノ四ヲ超ユルコトヲ得ズ

揮發油及アルコール混用法施行令第四條第一項ノ期間及割合左ノ通り定ム
 (昭和十三年九月十三日 商工省告示第百六十八號)

期	間	割合
一	自昭和十四年一月一日至同 年三月三十一日	七割五分以下但シ各月ニ於ケル割合ハ八割ヲ超ユルコトヲ得ズ
二	自昭和十四年四月一日至同 年六月三十日	五割以下但シ各月ニ於ケル割合ハ五割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ
三	自昭和十四年七月一日至同 年十二月卅一日	三割以下但シ各月ニ於ケル割合ハ三割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ

石炭配給統制規則

(昭和十三年九月十九日 商工省令第八十號)

第一條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ別表第一號ニ掲グル石炭ヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ

第二條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者前條ノ許可ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 種類、販賣數量及價格
- 二 販賣先及販賣先ニ於ケル用途
- 三 納期及納入場所

第三條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ指定スル者ノ發行スル石炭割當證明書ト引換フルニ非ザレバ石炭ヲ使用スル者ニ對シ別表第二號ニ掲グル石炭ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ販賣スルトキ
 - イ 御 料 品
 - ロ 軍 用 品
- ハ 製銃用若ハ銃鐵鑄物用コークス又ハ瓦斯ノ製造用原料トシテ適當ナラザルモノ

二 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ石炭割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第四條 石炭ノ使用者ハ第一條又ハ前條ノ規定ニ依リ買受ケタル石炭ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ

在ラス

第五條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ別表第一號又ハ第二號ニ掲グル石炭ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置クベシ

- 一 生産又ハ購入シタル石炭ノ種類別數量及價格、約定及受入ノ年月日竝ニ購入先ノ氏名名稱及住所
- 二 販賣シタル石炭ノ種類別用途別數量及價格、約定及引渡ノ年月日、引渡場所竝ニ販賣先ノ氏名名稱及住所
- 三 毎月末ニ於ケル種類別貯炭數量

第六條 商工大臣石炭ノ需給ヲ調節スル爲テ必要アリト認ムルトキハ石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ニ對シ石炭ノ供給先若ハ供給方法、供給スル石炭ノ種類若ハ數量又ハ貯炭ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第七條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ノ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者石炭割當證明書ト引換ヘ石炭ヲ販賣シタルトキハ遲滞ナク石炭ノ販賣

先、種類別數量及價格並ニ引渡ノ年月日ヲ當該石炭割當證明書ヲ發行シタル者ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

第一號

高島炭	崎戸炭	鹿町炭
江迎炭	芳野浦炭	江里炭
矢岳炭	平田山三坑炭	權現山無煙炭
魚貫無煙炭	塔路炭	撫順炭
本溪湖炭	北票炭	密山炭
北樺太炭		
大同炭、開平炭、中興炭、井陘炭其ノ他支那ヨリ輸入スル石炭		佛領印度支那炭

第二號

夕張炭	平和炭	空知炭
新夕張炭	眞谷地炭	大夕張炭
茂尻炭	砂川炭	歌志内炭
上歌志内炭	新歌志内炭	嘉穗炭
平山炭	吉隈炭	

石炭配給統制規則第三條ノ規定ニ依ル指定ノ件

(昭和十三年九月十九日 商工省告示第二百七十七號)

昭和石炭株式會社

工作機械製造事業法

(昭和十三年三月二十九日 法律第四十九號)

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル工作機械製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ工作機械製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル工作機械ノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 工作機械製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ設備ガ命令ノ定ムル規模ニ達セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ

外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス 前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社(工作機械製造會社)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ 政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 工作機械製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第六條 工作機械製造會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第七條 工作機械製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

前項ノ工作機械製造會社其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ工作機械製造事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期

間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル工作機械製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ第七條ノ規定ニ依ル所得稅及營業收益稅免稅期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十條 工作機械製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シ其ノ設備ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ償却ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ償却額ガ其ノ設備完成ノ日ノ屬スル營業年度ノ翌營業年度ヨリ起算シ一年ヲ營業年度トスルモノニ在リテハ第五營業年度末、六月ヲ營業年度トスルモノニ在リテハ第十營業年度末ニ於テ當該設備ノ價額ノ六割ニ達セザルトキハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ前項ニ規定スル最終營業年度ノ翌營業年度以降每營業

年度ニ於テ當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ガ勅令ヲ以テ定ムル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十一條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ規定ニ依ル補給金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム前項ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十二條 工作機械製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十三條 工作機械製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコト得

第十四條 工作機械製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超エルコトヲ得ズ最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミ

タル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ
第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 工作機械製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

工作機械製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十六條 第十條第一項ノ協定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 第十條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ同項ニ規定スル最終營業年度迄每營業年度ニ於ケル利益金ノ製分ニ付政府ノ認可ヲ受クベシ

第十條第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ交付ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ同條第二項ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ヲ終了スル營業年度迄每營業年度ニ於ケル利益金ノ處分ニ付亦前項ニ同ジ

第十八條 政府ハ工作機械製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ工作機械製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工作機械製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十九條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ工作機械ノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ工作機械ノ需要供給ヲ調節スル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得
第二十條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ特殊工作機械ノ製造、工作機械ニ關ス

ル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 第十九條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル工作機械ノ試作ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ受付スルコトヲ得

第二十三條 工作機械ノ輸入ガ工作機械製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ工作機械ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第二十四條 工作機械ノ輸入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ工作機械製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅調查委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ工作機械ニ對シ關稅率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ工作機械製造會社ヲ除クノ外工作機

械又ハ工作機械部分品ノ製造ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ業務又ハ設備ノ狀況ニ關シ必要ナル事項ヲ届出シムルコトヲ得

第二十六條 政府第三條ノ許可、第六條ノ許可(命令ノ定ムル規模以上ノ設備ニ關スルモノニ限ル)、第十九條ノ命令、第二十一條ノ補償金額ノ決定又ハ第二十三條ノ制限ヲ爲サントスルトキハ工作機械製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

工作機械製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 工作機械製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ、取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲シ又ハ之ニ對シ第十條ノ規定ニ依リ補給金ノ全部若ハ一部ヲ交付セズ若ハ交付シタル補給金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ工作機械製造事業ヲ營ミタル者

二 第二十三條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シテ工作機械ノ輸入ヲ爲シタル者

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者

二 第十五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者

三 第十六條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者

四 第十六條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

五 第十七條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ利益金ノ處分ヲ爲シタル者

六 第十九條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

七 第二十條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

第三十條 第十八條第二項ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十八條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虛

偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十八條第三項ノ規定ニ依リ當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ者ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第三十二條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 第二十五條ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム

工作機械製造事業法施行令

(昭和十三年七月八日 勅令第五百號)

- 第一條 工作機械製造事業法第二條ノ工作機械ハ切削研磨用ノ金屬工作機械トス
- 第二條 工作機械製造事業法第三條ノ許可ハ工場毎ニ之ヲ爲スモノトス
- 第三條 二以上ノ工場ニ於テ工程ヲ分解シテ工作機械ノ製造ヲ行フ場合ハ其ノ範圍内ニ於テ之ヲ一ノ工場ト看做ス
- 第四條 工作機械製造事業法第三條第一項但書ノ規模ハ一ノ工場ニ於テ設備タル工作機械二百臺ヲ備フルモノトス但シ命令ノ定ムル工作機械ヲ製造スル者ニ在リテハ其ノ製造ニ用フル設備タル工作機械五十臺ヲ備フルモノトス
- 前項ニ規定スル設備タル工作機械ハ第一條ニ規定スル工作機械トス
- 第五條 商工大臣ハ工作機械ノ需要供給ヲ參酌シ工作機械製造事業ノ健全ナル發達ニ支障アリト認ムルトキハ工作機械製造事業法第三條ノ許可ヲ爲サザルコトヲ得

本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ工作機械製造事業ヲ營ム爲メ本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前二項ノ規定ニ該當スル者ノ當該設備ニ關シテハ第七條第八條及第十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

工作機械製造事業法施行

期日ニ關スル件

(昭和十三年七月八日 勅令第四百九十九號)

工作機械製造事業法ハ昭和十三年七月十一日ヨリ之ヲ施行ス

- 第六條 設備タル工作機械二百臺以上ヲ備フル工作機械製造會社設備タル工作機械ヲ三十臺以上増設シ又ハ變更セントスルトキハ其ノ増設シ又ハ變更セントスル工作機械及其ノ他ノ設備ニ付工作機械製造事業法第六條ノ許可ヲ受クベシ設備タル工作機械二百臺未滿ヲ備フル工作機械製造會社設備タル工作機械ヲ十臺以上増設シ又ハ變更セントスルトキ亦同ジ
- 前項ニ規定スル設備タル工作機械ハ第一條ニ規定スル工作機械トス
- 第七條 工作機械製造事業法第七條第一項ノ規模ハ其ノ設備ノ價額(土地ノ價額ヲ除ク)百五十萬圓ニ該當スルモノトス
- 第八條 工作機械製造事業法第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得稅法第二十四條又ハ營業收益稅法第十一條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ
- 前項ノ場合ニ於テ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ
- 第九條 工作機械製造事業法第十條第一項ノ規模ハ其ノ

設備ノ價額(土地ノ價額ヲ除ク)五百萬圓ニ該當スルモノトス

- 第十條 工作機械製造事業法第十條第一項ノ規定ニ依リ償却ヲ爲スベキ金額ハ每營業年度當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各率ヲ適用シテ之ヲ算出シタル金額以上トス
- 拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額以下ノ金額 百分ノ十五
- 同 百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ三十
- 同 百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ四十
- 同 百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ六十
- 同 百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ七十
- 同 百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ八十
- 前項ノ場合ニ於テ當該設備ニ對スル償却額ハ利益金額計算上之ヲ支出ニ算入セズ

第十一條 工作機械製造事業法第十條第二項ノ金額ハ當

該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各率ヲ適用シテ算出シタル金額ニ當該設備ノ價額ニ對シ年百分ノ四ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノトス

拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額以下ノ金額 百分ノ八十五

同 百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ七十

同 百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ六十

同 百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ四十

同 百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ三十

同 百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ二十

前項ノ場合ニ於テ當該設備ニ對スル償却額ハ利益金額計算上之ヲ支出ニ算入セズ

第十二條 前二條ノ拂込ミタル株金額ハ當該營業年度ニ於ケル各月末ノ拂込ミタル株金額ノ月割平均ヲ以テ之

ヲ計算ス

第十三條 前條ノ場合ニ於テ當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ト其ノ他ノ事業トヲ營ム工作機械製造會社ノ拂込ミタル株金額ハ總資産價額ニ對スル當該設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ノ基本タル資産價額ノ割合ヲ拂込ミタル株金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

前項ノ場合ニ於テ資産價額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ收入金ノ割合又ハ利益金額ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第十四條 工作機械製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ器具、機械又ハ材料ハ商工大臣ノ定ムル物品ニシテ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第十五條 工作機械製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ輸入申告書ニ前條ノ認可ヲ受ケタルコトヲ證スル書類ヲ添付スベシ

第十六條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ工作機械製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ他ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テハ商工

大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨税關ニ申告スルコトヲ要ス

第十七條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入ノ日ヨリ三年以内ニ目的タル用途又ハ前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル他ノ用途ニ供セザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ期間ノ延長ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨税關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 工作機械製造事業法第二十六條ノ規定ハ其ノ設備ノ價額百五十萬圓ニ該當スルモノトス

附 則

本令ハ工作機械製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工作機械製造事業法施行規則

(昭和十三年七月九日 商工省令第五十號)

第一條 工作機械製造事業法施行令第四條第一項但書ノ工作機械ハ左ニ掲グルモノトス
自動旋盤、精密ネチ切旋盤、精密卓上旋盤、精密ネチ立旋盤、精密卓上ボール盤、ジグ中グリ盤、フライン中グリ盤、ネチ切フライス盤、精密卓上フライス盤、スプライン軸フライス盤、心無研磨盤、ネチ研磨盤、

精密卓上研磨盤、スプライン軸研磨盤、齒車研磨盤、ウイディア工具研磨盤、砥上盤、ブローチ盤、齒切盤(ウオーム齒切盤ヲ含ム)但シホブ盤ヲ除ク

第二條 工作機械製造事業法第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 工場ノ名稱及位置
- 二 製品ノ種類
- 三 設備シタル工作機械及其ノ他ノ設備(工場圖及設備配置圖ヲ添付スベシ)
- 四 製造能力

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
一 工事ノ著手及完成ノ豫定期間並ニ事業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書類

- 二 製品ニ關スル規格其ノ他ノ説明ヲ記載シタル書類
- 三 部分品及材料ノ取得方法ヲ記載シタル書類
- 四 技術者及職工ノ雇傭及養成ニ關スル説明ヲ記載シタル書類
- 五 工事計畫ノ概要ヲ記載シタル書類
- 六 工事費豫算書
- 七 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類

八 製造及販賣ノ豫定計畫ヲ記載シタル書類並ニ工作機械製造事業ヲ既ニ開始セル者ニ在リテハ最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類

九 事業收支目論見書

十 定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

十一 工作機械製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

十二 工作機械製造事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類

第三條 前條ノ規定ハ工作機械製造事業法施行令第七條

ニ規定スル規模以上ノ設備ノ増設ニ付工作機械製造事業法第六條ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ヲ除クノ外工作機械製造事業法第六條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ製品ノ種類並ニ増設シ又ハ變更

セントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル許可申請書ニ工事ノ著手及完成ノ豫定時期ヲ記載シタル書類並

ニ前條第二項第五號乃至第九號ニ掲グル書類(最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除ク)ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

四四

第四條 工作機械製造事業法第三條又ハ第六條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ完成シ又ハ其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第五條 工作機械製造事業法施行令第七條、第九條及第十八條ニ於テ設備ノ價額トアルハ土地ノ價格ヲ含マザルモノトス

第六條 工作機械製造事業法第七條第一項ノ認可ハ同法第三條又ハ第六條ノ許可申請ト同時ニ商工大臣ニ之ヲ申請スベシ

第七條 前條ノ規定ハ工作機械製造事業法第十條第一項ノ認可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 工作機械製造事業法施行令第十四條ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス

一 關稅定率別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ本則ノ別表ニ掲グルモノ

二 前號ニ該當スル器具又ハ機械ノ部分品及附屬品

三 第一號ニ該當スル機械ト共ニ一組トシテ輸入セラ

ルル附屬原動機及其ノ附屬裝置

第九條 工作機械製造事業法第十二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入セントスル物品ノ品名、型式、能力、性質、數量及價額

二 輸入セントスル物品ノ用途

三 輸入ヲ必要トスル事由

四 製造者及輸出者

五 輸入豫定ノ時期及港

前項第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十條 工作機械製造事業法施行令第十六條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書寫ヲ添附シテ商工大臣ニ提出スベシ

一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名、數量及用途

二 變更セントスル用途

三 用途ノ變更ヲ必要トスル事由

四 輸入ノ年月日及港

第十一條 工作機械製造事業法施行令第十七條但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途

二 延長セントスル期間

三 期間ノ延長ヲ必要トスル事由

第十二條 工作機械製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途

二 用途ニ供シタル年月日

三 輸入ノ年月日及港

第十三條 工作機械製造事業法第十三條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 増加スベキ資本ノ總額及第一回拂込ノ時期及金額

二 資本増加ノ方法

三 資本増加ヲ必要トスル事由

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 事業擴張ニ關スル説明書

四五

- 二 増加スベキ資本ヲ以テ支辨セントスル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)
- 三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
- 四 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄本
- 五 最終ノ貸借對照表

第十四條 工作機械製造事業法第十四條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 社債ノ總額
 - 二 社債ノ利率
 - 三 社債募集ヲ必要トスル事由
- 前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
 - 二 社債ノ利率ノ最高限度
- 前二項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 社債ヲ以テ支辨セントスル設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費概算書ヲ添附スベシ)
 - 二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本

四六

- 三 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄本
 - 四 最終ノ貸借對照表
 - 五 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ノ登記抄本
 - 六 信託證書案
 - 七 工場抵當法ニ代リ抵當ト爲スベキ物件ノ目錄
 - 八 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
- 第一項ノ場合ニ於テ工作機械製造事業法第十四條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供セズシテ社債ヲ募集セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ第一項各號ニ掲グル事項ノ外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ詳記シ前項第一號乃至第五號ニ掲グル書類並ニ社債發行ノ條件及社債募集ノ方法ニ關スル説明書ヲ添附スベシ
- 第十五條 工作機械製造事業法第十四條第一項ノ認可ヲ受ケタル後信託契約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 第十六條 工作機械製造事業法第十五條第一項ノ規定ニ依リ工作機械製造事業ノ讓渡ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 讓渡スベキ事業ノ範圍
 - 二 讓渡ノ價格及時期
 - 三 讓渡ヲ必要トスル事由
 - 四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ニ付第一項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 讓渡契約ヲ證スル書類
 - 二 讓渡價格ノ算定ノ基礎ヲ明カニスル書類
 - 三 讓渡ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
 - 四 事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ニ付第一項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 第十七條 工作機械製造事業ノ讓渡終了シタルトキハ讓渡人ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 事業ノ全部ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ前項ノ届出書ニ讓受人連署スベシ
- 第十八條 工作機械製造會社其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止、全部ノ休止又ハ六月以上ニ亘ル一部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

四七

- 工作機械製造會社其ノ事業ノ一月以上六月未満ノ一部ノ休止ヲ爲ストキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 工作機械製造會社前二項ニ依リ休止シタル事業ヲ再び開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 第十九條 工作機械製造事業法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 合併ノ方法及條件
 - 二 合併ノ時期
 - 三 合併ヲ必要トスル事由
 - 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項各號ニ掲グル事項
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 合併契約ヲ證スル書類
 - 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類
 - 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第二項第一號乃至第九號及第十二號ニ掲グル書類並ニ定款
 - 四 合併ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本

五 合併ノ當事者タル會社ノ商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル財産目錄及貸借對照表

六 合併ノ相手方ガ工作機械製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ニ關スル書類及株主名簿

第二十條 工作機械製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 登記簿ノ謄本

二 株主名簿

三 工作機械製造事業法第四條第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第二十一條 工作機械製造事業法第十五條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル者ハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十二條 工作機械製造事業法第十條第一項ノ認可ヲ受ケタル工作機械製造會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ

掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 製造及販賣ノ數量及價額
- 二 年末ニ於ケル設備ノ概要
- 三 年末ニ於ケル從業者數
- 四 作業ノ概況

第二十五條 工作機械製造會社ハ營業年度毎ニ株主總會終結後遲滞ナク工作機械製造事業法第十七條第一項又ハ第二項ノ認可ヲ受クベキ者ニ在リテハ株主名簿及工作機械製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ工作機械製造事業ノ收支決算書ニ財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿及工作機械製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十六條 工作機械製造會社ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月ノ業務及財産ノ狀況ヲ記載シタル事業月報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十七條 工作機械製造會社ヲ除クノ外工作機械又ハ工作機械部分品ノ製造ヲ爲ス者ハ毎年二月末日迄ニ左

タル每營業年度ノ事業計畫書ヲ當該營業年度開始ノ一月前迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 事業計畫ノ概要
- 二 設備ノ増設又ハ變更計畫ノ概要
- 三 操業計畫ノ概要
- 四 製造及販賣ノ數量及價額
- 五 收支豫算

第二十三條 工作機械製造事業法第十七條第一項又ハ第二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ認可申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 工作機械製造事業ノ收支決算書(工作機械製造事業法第十條第一項ノ認可ヲ受ケ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム工作機械製造事業ト其ノ他ノ工作機械製造事業トニ區別シテ記載スベシ)

二 當該營業年度ニ於ケル工作機械製造事業法第十條第一項ノ規定ニ依ル償却額又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル償還額ヲ記載シタル書類(計算書ヲ添附スベシ)

三 第一號ニ掲グル事業以外ノ事業ノ收支決算書

四 財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金ノ處分ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本

第二十四條 工作機械製造會社ハ毎年二月末日迄ニ左ニ

掲グル事項ヲ記載シタル前年ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 製造及販賣ノ數量及價額
- 二 年末ニ於ケル設備ノ概要
- 三 年末ニ於ケル從業者數

第二十八條 工作機械製造事業法第十八條第三項ノ證券ハ別記様式ニ依ル

附 則

本則ハ工作機械製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ工作機械製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ工作機械製造事業ヲ營ム者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ実績ヲ記載シタル書類ニ同條第二項第二號乃至第四號、第七號及第十號乃至第十二號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

工作機械製造事業法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ工作機械製造事業ヲ營ム爲本則施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ本則施行後三月以内ニ第二條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ニ同條第二項各號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ本則施行ノ際現ニ工作

機械製造事業法第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ本則施行後三月以内ニ製品ノ種類竝ニ増設シ又ハ變更セントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル書類ニ工事完成ノ豫定期間ヲ記載シタル書類及第二條第二項第五號乃至第九號(最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ヲ除ク)ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
前三項ノ規定ニ依ル書類ヲ提出ヲ怠リタル者ニ付テハ工作機械製造事業法附則第二項乃至第四項ノ規定ニ依ル許可ハ其ノ効力ヲ失フ

別記様式

第 號 年 月 日發行

工作機械製造事業法
第十八條第三項ノ證票

官職 氏

商工省印
名

本證票用紙ノ寸法ハ商工省告示日本標準規格第九十二號B列8番(64mm×91mm)ニ依ルモノトス

裏 面

五〇

工作機械製造事業法摘要
第十八號第三項 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工作機械製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
二 第十八條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

工作機械供給制限規則

(昭和十三年七月二十日)
商工省令第六十號

第一條 本則ニ於テ工作機械トハ切削研磨用ノ金屬工作機械ヲ謂フ
第二條 設備タル工作機械三十臺以上ヲ備フル工作機械製造業者(以下工作機械製造業者ト稱ス)ハ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者以外ノ者ニ對シ工作機械ヲ供給(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品ヲ製造スル者ニ對シ供給スル場合、輸出スル場合

(輸出用トシテ輸出業者ニ對シ供給スル場合ヲ含ム)又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 工作機械
二 自動車
三 鐵道車輛
四 鋼 船
五 鑛山用機械
六 製鐵用機械
七 大型原動機又ハ大型電氣機械
八 球軸受又ハコロ軸受
九 工 具
第三條 工作機械製造業者前條但書ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 品 名
二 供給數量及價額
三 供給先及供給先ニ於テ當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品
四 納 期
五 供給ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ供給ヲ受ケントスル者連署スベシ
第四條 兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スル者工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケントスルトキハ工作機械製造業者ニ對シ當該工作機械ヲ使用シテ兵器又ハ其ノ部分品ヲ製造スルモノナルコトヲ證スル書面ヲ交付スベシ
第五條 工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケタル者ハ當該工作機械ヲ轉賣シ又ハ兵器若ハ其ノ部分品ノ製造以外ノ用途ニ轉用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第六條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 轉賣シ又ハ轉用セントスル工作機械ノ品名及數量
二 轉賣先及轉賣先ニ於ケル用途又ハ轉用セントスル用途
三 轉賣又ハ轉用ヲ必要トスル事由
第七條 工作機械製造業者ハ毎月十五日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 前月ノ製造數量及價額(機種別ニ記載スベシ)

五一

- 二 前月ノ供給數量及價格(機種別及供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スベシ)
- 三 翌月ノ製造豫定數量及價額(機種別ニ記載スベシ)
- 四 翌月ノ供給豫定數量及價額(機種別供給先別ニ記載シ且各供給先ニ付當該工作機械ヲ使用シテ製造スル物品ヲ記載スベシ)

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第五條ノ規定ハ本則施行前ニ供給ヲ受ケタル工作機械ニ付テハ之ヲ適用セズ

工作機械試作獎勵金交付規則

(昭和十三年八月十九日)
 (商工省令第七十四號)

- 第一條 商工大臣ハ本則ニ依リ工作機械ノ試作ヲ爲ス者ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル工作機械ノ試作ニ付之ヲ交付ス
 タレット旋盤、精密ネチ切旋盤、自動旋盤、二番取旋盤、クランク軸旋盤、ジグ中グリ盤、フライン中グリ

- 盤、ネチ切フライス盤、スプライン軸フライス盤、做フライス盤、型彫機、心無研磨盤、内面研磨盤、ネチ研磨盤、スプライン軸研磨盤、齒車研磨盤、萬能工具研磨盤、砥上盤、齒切盤(ホブ盤ヲ除ク)ブローチ盤、液壓式ノ形削盤、平削盤又ハ堅削盤
 - 可變速度又ハ多段速度電動機ヲ應用シ齒車裝置ヲ簡略ニシタル工作機械
 - 其ノ他商工大臣ニ於テ國防上又ハ産業上試作ヲ獎勵スルヲ必要ト認ムルモノ
 - 第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
 - 一 試作セントスル工作機械
 - 二 試作期間
 - 三 試作臺數
 - 四 試作計畫
 - 五 試作費豫算
 - 六 試作擔當主任者
 - 七 交付ヲ受ケントスル獎勵金ノ額
- 前項ノ申請書ニハ法人ニ在リテハ定款、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益金ノ處分ニ

關スル書類ヲ、個人ニ在リテハ事業及財産ノ概況ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

- 第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條第一項第二號乃至第六號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ
- 第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ試作費收支簿ヲ備ヘ試作ニ關スル收支ヲ記載スベシ
 試作費收支簿ニ記載シタル收支ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備ヘ置クベシ
- 第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ一定ノ期間毎ニ試作ノ狀況及其ノ收支計算ヲ商工大臣ニ報告スベシ
- 第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ承認ヲ受タルニ非ザレバ當該試作ヲ中止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ
- 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者他人ヲシテ當該試作ヲ承繼セシメントスルトキハ當事者連署ノ上商工大臣ノ承認ヲ受クベシ
- 第八條 獎勵金ハ當該試作以外ノ目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第九條 試作費ヲ以テ爲シタル設備ハ當該試作ヲ終了スル迄商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又

ハ當該試作以外ノ目的ニ使用スルコトヲ得ズ

- 第十條 商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ當該試作ヲ終了スル迄何時ニテモ試作ニ關スル報告ヲ爲サシメ、書類、帳簿又ハ試作ノ狀況ヲ檢查シ其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
 - 第十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得
 - 一 本則又ハ本則ニ基キ命ジタル事項ニ違反シタルトキ
 - 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
 - 三 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ
 - 四 試作遂行ノ見込ナキニ至リタルトキ
 - 五 試作費ノ決算額ガ豫算額ト著シク相違スルトキ
 - 六 試作ニ關スル計畫ヲ變更シ又ハ試作ヲ中止シ若ハ廢止シタルトキ
- 附 則
- 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第三條第一項中四月三十日迄トアルハ昭和十三年ニ在リテハ十月三十一日迄トス

航空機製造事業法

(昭和十三年三月二十九日)
法律第四十一號

第一條 本法ニ於テ航空機製造事業ト稱スルハ命令ヲ以テ定ムル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

前項ノ事業ヲ營ム者ノ爲ス航空機ノ部分品若ハ附屬品ノ製造、其ノ事業者ノ用フル航空機用材料ノ製造又ハ航空機ノ修理ハ之ヲ當該事業ノ一部ト看做ス

第二條 航空機製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス
前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ

五四

至リタルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第四條 第二條ノ許可ヲ受ケタル會社ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得第二條ノ許可ヲ受ケタル會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

第五條 航空機製造事業ヲ營ム會社(以下航空機製造會社ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六條 政府ハ航空機技術委員會ノ議ヲ經テ航空機ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料又ハ附屬品ニ付其ノ規格ヲ定ムルコトヲ得

航空機製造會社ハ前項ノ規定ニ依リ規格ヲ定メタルモノニ付テハ規格ニ適合スルモノニ非ザレバ之ヲ製造又ハ使用スルコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

航空機技術委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ定ム

第七條 航空機製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡

シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

航空機製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第八條 航空機製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第九條 航空機製造會社ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル航空機製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 航空機製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間勅令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十二條 航空機製造會社本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラ

ノ製造ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之ニ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

航空機ノ部分品、材料又ハ附屬品ニシテ本邦ニ於テ未ダ製造セラレタルコトナキモノヲ製造スル場合亦同ジ
第十三條 航空機製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲

株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
第十四條 航空機製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込シタル株金額ノ二倍ヲ超エルコトヲ得ズ最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ

滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ
第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
政府ハ航空機製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

五五

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ航空機製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ販賣價格若ハ販賣條件ノ變更ヲ命ジ又ハ此等製品ノ供給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得政府公益上必要アリト認ムルトキ第一號乃至第五號ニ掲グル事項ニ付亦同ジ

一 設備ノ擴張又ハ改良
 二 政府ノ指定スル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造
 三 航空機ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設
 四 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造技能者ノ養成
 五 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラノ製造

ニ關シ設備ノ共用其ノ他ノ航空機製造會社ニ對スル協力

六 航空機用材料ノ保有
 七 從業者又ハ工場其ノ他ノ設備ノ政府ニ對スル供用
 八 特殊ナル事業計畫ノ設定又ハ其ノ計畫ニ付必要ナル演練
 九 工場ノ警備又ハ防竊上必要ナル施設
 十 航空機ニ關スル資料ノ提出
 十一 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外特ニ必要ナル事項

前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項第五號ノ場合ニ於テ費用ノ負擔ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ政府之ヲ裁定ス裁定ニ對シ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八條 政府第十六條若ハ前條第一項第一號ノ命令又

ハ前條第二項ノ補償金額ノ決定ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航空機製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

航空機製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 航空機製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十條 航空法ノ部分品、材料又ハ附屬品ノ製造事業ニシテ第一條ノ航空機製造事業ニ屬セザルモノニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス

第二十一條 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ航空機製造事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者
 二 第五條第二項ノ規定ニ依リ變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

三 第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者
 四 第十六條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
 二 第十五條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
 三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十四條 航空機製造會社ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ

航空機製造事業法施行令

(昭和十三年八月二十六日 勅令第六百七號)

- 第一條 航空機製造事業法第一條ノ航空機又ハ其ノ機體發動機若ハプロペラハ左ニ掲グルモノトス
 - 一 機體ノ重量三百五十瓩以上ノ飛行機
 - 二 飛行機ノ機體ニシテ重量三百五十瓩以上ノモノ
 - 三 飛行機ノ發動機ニシテ衝程容積ノ合計三千五百立方糎以上ノモノ
 - 四 飛行機ノプロペラニシテ金屬製ノモノ又ハ命令ヲ以テ定ムル非金屬製ノモノ
- 第二條 航空機製造事業法第二條ノ許可ハ左ノ事業別ニ之ヲ爲スモノトス
 - 一 飛行機ノ製造事業
 - 二 飛行機ノ組立事業
 - 三 機體ノ製造事業
 - 四 發動機ノ製造事業
 - 五 プロペラノ製造事業
- 第三條 航空機製造事業法第九條ノ規定ニ依リ所得税又ハ營業收益税ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ所得税法第

禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行ノ際現ニ航空機製造事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得
 前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第二條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對シ許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ第九條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ事業開始ノ年ヲ以テ第二條ノ許可ヲ受ケタル年ト看做シ許可ノ日以後ノ分ニ付テノミ之ヲ適用ス第十一條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ガ第二條ノ許可ヲ受ケタル前ニ於テ爲ス輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

航空機製造事業法施行期日ノ件

(昭和十三年八月二十六日 勅令第六百五號)

航空機製造事業法ハ昭和十三年八月三十日ヨリ之ヲ施行ス

二十四條又ハ營業收益税法第十一條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ所得税及營業收益税ノ免除ヲ受ケベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第四條 航空機製造事業法第九條ノ規定ニ依リ所得税及營業收益税ノ免除ヲ受ケベキ事業ヲ繼續シタル又ハ其ノ繼續アリト認ムベキ事實アル會社ハ其ノ事業ニ付所得稅及營業收益税ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス

第五條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタルコトヲ得ベキ器具、機械又ハ材料ハ遞信大臣ノ定ムル物品ニシテ豫メ遞信大臣ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第六條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ輸入申告書ニ前條ノ認可ヲ受ケタルコトヲ證スル書類ヲ添附スベシ

第七條 航空機製造會社ノ名ヲ以テスルコトヲ要ス
 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入税

ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ同條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタルコトヲ得ベキ他ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テハ遞信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ稅關ニ申告スルコトヲ要ス

第八條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入ノ日ヨリ三年内ニ目的タル用途又ハ前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル他ノ用途ニ供セザルトキハ其ノ輸入税ヲ追徵ス但シ己ムヲ得ザル事由ニ依リ其ノ期間ノ延長ニ付遞信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ稅關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 航空機製造事業法第十七條第二項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル
 損失ノ補償ヲ請求セントスル會社ハ其ノ損失ガ航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該設備ノ使用ヲ廢止シタル後又同條第一項第二號乃至第四號又ハ第六號乃至第十一號ノ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該命令ヲ爲シタル後之ヲ請求スベシ但シ當該命令ヲ爲シタル後遞信大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ每事業年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 航空機製造事業法第十七條第一項第一號ノ命令又ハ同條第二項ノ補償金額ノ決定ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上ノ精密ヲ保持スル爲必要アルモノニ付テハ航空機製造事業委員會ノ議ニ付セザルコトヲ得

第十一條 航空機製造事業法第六條第二項及第十二條ニ於テ政府トアルハ軍用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

航空機製造事業法第十五條第一項、第三項及第十七條ニ於テ政府トアルハ當該報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

第十二條 逓信大臣航空機製造事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令又ハ處分ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ逓信大臣同法第十五條第三項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査ヲ爲サシメントスル場合ニ於テ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲必要アルトキ亦同ジ

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣航空機製造事業法第十

七條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テハ逓信大臣ニ協議スベシ但シ軍事上緊急ヲ要スルトキ又ハ軍事上ノ機密ヲ保持スル爲必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書前段ノ場合ニ於テハ命令ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ逓信大臣ニ通知スベシ

第十四條 本令中逓信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督トス

附 則

本令ハ航空機製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空機製造事業法施行規則

(昭和十三年八月二十七日)
逓信省令第六十九號

第一條 航空機製造事業法施行令第一條第四號ニ掲グル非金屬製プロペラハ直徑二米以上ノモノ又ハ翼ヲ一枚毎ニ製作シテ組立テタルモノトス

非金屬製ノ翼ヲ金屬ヲ以テ被覆シタルプロペラハ之ヲ非金屬製プロペラト看做ス

第二條 航空機製造事業法第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書(

正本一通副本二通)ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

一 工場ノ名稱及位置

二 航空機製造事業法施行令第二條ノ規定ニ依ル事業ノ區別(航空機製造事業法第一條第二項ノ事業ヲ營マントスルトキハ其ノ旨ヲ附記スベシ)

三 製造設備(修理設備ヲ含ム)ノ概要(圖面ヲ添附スベシ)

前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 事業開始ノ時期ヲ記載シタル書類

二 部分品、材料及附屬品ノ取得方法ヲ記載シタル書類

三 技能者ノ採用及養成ノ計畫ヲ記載シタル書類

四 工事費豫算書

五 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類

六 事業收支目論見書

七 定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類

及株主名簿

八 航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

九 航空機製造事業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書類

該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第三條 前條第一項第一號又ハ第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ逓信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 航空機製造會社其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ

第五條 航空機製造會社ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ其前年十一月三十日迄ニ事業計畫書(正本一通副本二通)ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

前項ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 事業計畫ノ概要

二 設備ノ擴張、改良又ハ變更計畫

三 技能者ノ養成計畫

四 操業計畫

五 部分品、材料及附屬品ノ取得計畫

六 收支豫算

第六條 逓信大臣ハ航空機製造事業法第六條第一項ノ規定ニ依リ規格ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス告示シタル規格ヲ變更シタルトキ亦同ジ

逓信大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ航空機製造會社ニ對スル告知ヲ以テ前項ノ告示ニ代フルコトアルベシ

第七條 逕信大臣ハ検査官吏ヲシテ飛行機ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料又ハ附屬品ニ付前條ノ規格ニ適合スルヤ否ヲ検査セシム但シ特ニ其ノ必要ナシト認メタルモノ又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣ニ於テ特ニ指定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 航空機製造事業法第七條第一項ノ規定ニ依リ事業譲渡ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

- 一 譲渡スベキ事業ノ範圍
 - 二 譲渡ノ價格
 - 三 譲渡ヲ必要トスル事由
 - 四 譲受ケントスル會社ニ付譲受後ニ於ケル第二條第一項各號ニ掲グル事項
- 前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 譲渡契約書ノ謄本
 - 二 譲渡價格算出ノ基礎ヲ明ニスル書類
 - 三 譲渡ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
 - 四 譲受ケントスル會社ニ付譲受後ニ於ケル第二條第一項第一號乃至第六號及第九號ニ掲グル書類
 - 五 譲受ケントスル會社ガ航空機製造會社ニ非ザル會

社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿並ニ航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第九條 航空機製造事業ノ譲渡終了シタルトキハ當事者連署ノ上遲滞ナク其ノ旨ヲ逕信大臣ニ届出ヅベシ

第十條 航空機製造事業法第七條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ廢止又ハ休止ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、廢止又ハ休止スベキ事業ノ範圍及休止ノ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ逕信大臣ニ提出スベシ但シ一月未滿ノ事業ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ逕信大臣ニ届出ヅベシ

航空機製造會社休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逕信大臣ニ届出ヅベシ

第十一條 航空機製造事業法第七條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

- 一 合併ノ方法及條件
- 二 合併ノ時期

三 合併ヲ必要トスル事由

四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第一項各號ニ掲グル事項

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 合併契約書ノ謄本
 - 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類
 - 三 合併ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
 - 四 合併後ニ存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第二條第二項第一號乃至第六號及第九號ニ掲グル書類並ニ定款
 - 五 合併ノ當事者タル會社ノ商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル財産目錄及貸借對照表
 - 六 合併ノ相手方ガ航空機製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿
- 第十二條 航空機製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逕信大臣ニ届出ヅベシ
- 前項ノ届書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 登記簿ノ謄本

二 株主名簿

三 航空機製造事業法第三條第一項及第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第十三條 航空機製造事業法第七條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ解散ノ事由ヲ記載シタル認可申請書ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附シ之ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

第十四條 航空機製造事業法施行令第五條ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ本令ノ別表ニ掲グルモノ
 - 二 前號ニ該當スル器具又ハ機械ノ部分品及附屬品
 - 三 第一號ニ該當スル機械ト共ニ一組トシテ輸入セララル附屬原動機及其ノ附屬裝置
- 第十五條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ逕信大臣ニ提出スベシ
- 一 輸入セントスル物品ノ品名、型式、能力、性質、數量及價額
 - 二 輸入セントスル物品ノ用途及之ヲ使用スベキ工場
 - 三 輸入ヲ必要トスル事由

四 製造者及輸出者名

五 輸入豫定ノ時期及港

前項第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨ヲ逡信大臣ニ届出ヅベシ

第十六條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ輸入ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ逡信大臣ニ提出スベシ

一 輸入シタル物品ノ品名及數量

二 輸入ノ年月日及港

第十七條 航空機製造事業法施行令第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ之ヲ逡信大臣ニ提出スベシ

一 用途ヲ變更セントスル物品ノ品名、數量及用途

二 當該物品ノ新用途及之ヲ使用スベキ工場

三 用途ノ變更ヲ必要トスル事由

四 輸入ノ年月日及港

第十八條 航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ輸入認可書寫ヲ添附

シ遲滞ナク之ヲ逡信大臣ニ提出スベシ

一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途

二 使用工場名

三 用途ニ供シタル年月日

四 輸入ノ年月日及港

航空機製造事業法第十一條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ目的タル用途ニ供セザルニ至リタルトキハ其ノ事由竝ニ前項第一號及第四號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ輸入認可書寫ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ逡信大臣ニ提出スベシ

第十九條 航空機製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ獎勵

金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ逡信大臣ニ提出スベシ

一 製造セントスル工場ノ名稱

二 製造セントスル飛行機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ノ種類、型式、性能及數量(設計圖又ハ仕様書ヲ添附スベシ)

三 設計者又ハ考案者及製造擔當者ノ氏名

四 製造ノ目的及研究ノ沿革

五 製造ノ開始及終了見込年月日

六 製造費豫算

七 製造ノ爲ニ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ概要及工事豫算

前項ノ申請書(設計圖又ハ仕様書ヲ含ム)ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ逡信大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十條 前條ノ獎勵金ハ當該製造ノ完了シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル會社又ハ獎勵

金ノ交付ヲ受ケタル會社當該物品ノ製造ニ付左ノ各號

ノ一ニ該當スルトキハ逡信大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ

取消シ、獎勵金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ

全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

二 設計又ハ仕様ヲ變更シタルトキ

三 製造ヲ中止シタルトキ

四 製造費ノ支出額ガ豫算額ニ比シ著シク寡少ナルト

キ

五 不正ノ行爲アリタルトキ

第二十二條 航空機製造事業法第十三條ノ規定ニ依リ認

可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル認可申

請書ヲ逡信大臣ニ提出スベシ

一 増加スベキ資本ノ總額及第一回拂込ノ金額

二 資本増加ノ方法

三 株金金額拂込前ニ於テ資本増加ヲ必要トスル事由

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 事業擴張ニ關スル説明書

二 増加スベキ資本ヲ以テ支辨セントスル設備ノ費用

及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費計算書

ヲ添附スベシ)

三 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本

四 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄本

五 最終ノ貸借對照表

第二十三條 航空機製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ

依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル

認可申請書ヲ逡信大臣ニ提出スベシ

一 社債ノ總額

二 社債募集ノ時期及條件

三 商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債募集ヲ必要トス

ル事由

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額

ヲ數回ニ分チ發行セントスルモノナルトキハ認可申請

書ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル

事項ヲ記載スベシ

- 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
 - 二 社債ノ利率ノ最高限度
 - 前二項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ
 - 一 社債ヲ以テ支辨セントスル設備ノ費用及其ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類(工事費計算書ヲ添付スベシ)
 - 二 社債募集ニ關スル株主總會ノ決議録ノ謄本
 - 三 會社ノ資本及拂込ミタル株金總額ノ登記抄本
 - 四 最終ノ貸借對照表
 - 五 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ノ登記抄本
 - 六 信託證書案
 - 七 工場抵當法ニ依リ抵當ト爲スベキ物件ノ目錄
 - 八 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ表示シタル書類
- 第一項ノ場合ニ於テ航空機製造事業法第十四條第三項但書ノ規定ニ依リ擔保ヲ供セスシテ社債ヲ募集セントスルモノナルトキハ認可申請書ニ第一項各號ノ事項ノ外擔保ヲ供セザル特別ノ事由ヲ詳記シ前項第一號乃至第五號ニ掲グル書類及社債募集ノ方法ニ關スル説明書ヲ添付スベシ

- 第二十四條 航空機製造事業法第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタル後信託契約又ハ擔保物件ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ遞大臣ニ届出ヅベシ
- 第二十五條 航空機製造會社ハ毎年一月三十一日迄ニ前年ノ營業ノ概況、作業ノ概況及年末ニ於ケル設備ノ概要ヲ記載シタル事業年報ヲ遞信大臣ニ提出スベシ
- 第二十六條 航空機製造會社ハ營業期毎ニ株主總會終結後遲滞ナク財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿ヲ遞信大臣ニ提出スベシ
- 第二十七條 航空機製造會社ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ遞信大臣ニ届出ヅベシ
 - 一 定款ヲ變更シタルトキ
 - 二 取締役又ハ監査役ニ變更アリタルトキ
 - 三 株金ノ拂込アリタルトキ
 - 四 社債ヲ發行シ又ハ償還シタルトキ
 - 五 兼營業事業ヲ開始シ、擴張シ、縮少シ又ハ廢止シタルトキ
- 第二十八條 航空機製造事業法第十五條第三項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル
- 第二十九條 航空機製造事業法第十七條第四項ノ規定ニ

依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル

正副二通ノ申請書ヲ遞信大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者及相手方ノ名稱
 - 二 申請ノ目的及理由
- 遞信大臣ハ前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付ス其ノ送付ヲ受ケタル相手方ハ遞信大臣ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ遞信大臣ニ差出スベシ前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ遞信大臣ハ申請書ノミニ依リテ裁定スルコトアルベシ

附 則

本令ハ航空機製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ航空機製造事業ヲ營ム者ハ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ第二條第一項ニ掲グル事項ヲ記載シタル屆書ヲ遞信大臣ニ提出スベシ但シ第二條ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 前項ノ屆書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 定 款
- 二 事業ヲ開始シタル時期ヲ記載シタル書類

別記様式

第 號 年 月 日 交付

航空機製造事業臨檢證票

官職 氏

遞信省印 名

本證票用紙ハ縦八・五橫六種トス

航空機製造事業法摘要

第十五條第三項 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ航空機製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

(別表)

輸入税表番號	品名
五五一	理化學器及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)
五八六	パワーハムマー
五八七	氣體壓縮機
五九四	水壓機
五九六	別號ニ掲ゲザル金屬工及木工機械(ローリングマシン、ドロイイングマシン、ネールメーカーマシン、モールドングマシン、フランヂングマシン、ペンヂングマシン、リヴェツチングマシン等ヲ含ム)
六〇四	別號ニ掲ゲザル機械
六〇五	機械部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)
六一二	木材
	一 單ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノ
	丁 マホガニー
	己ノ四ノ内 スプルース

航空機製造事業法施行ニ關スル件

(昭和十三年八月三十日 陸軍省令第三十四號)

第一條 航空機製造事業ヲ營ム會社ニシテ陸軍ノ用ニ供

スル航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラヲ製造スルモノ(以下陸軍用航空機製造會社ト稱ス)陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ヲ製造又ハ使用セントスル場合ニ於テ航空機製造事業法第六條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

一 製造又ハ使用ノ事由
二 製造又ハ使用セントスルモノノ種類、性能及數量(性能ニ關スル試驗結果ヲ添附スベシ)

三 使用セントスル部位
陸軍部隊トノ契約ニ基クモノニ付テハ前項ノ手續ハ之ヲ要セズ

第二條 陸軍用航空機製造會社航空機製造事業法第十二條ノ規定ニ依リ陸軍ノ用ニ供スル航空機又ハ其ノ機體發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ノ製造ニ付獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

一 製造セントスル工場ノ名稱
二 製造セントスル航空機又ハ其ノ機體、發動機、プロペラ、部分品、材料若ハ附屬品ノ種類、型式、性

能及數量(設計書又ハ仕様書ヲ添附スベシ)

三 設計者又ハ考案者及製造擔當者ノ氏名

四 製造ノ目的及研究ノ沿革

五 製造ノ開始及終了見込年月日

六 製造費豫算

七 製造ノ爲ニ設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ概要及工事費豫算

前項ノ申請書(設計圖又ハ仕様書ヲ含ム)ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ陸軍大臣ノ承認ヲ受ケルベシ

第三條 前條ノ獎勵金ハ當該製造ノ完了シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル陸軍用航空機製造會社又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル陸軍用航空機製造會社當該物品ノ製造ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ陸軍大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

二 設計又ハ仕様ヲ變更シタルトキ

三 製造ヲ中止シタルトキ

四 製造費ノ支出額ガ豫算額ニ比シ著シク寡少ナルトキ

五 不正ノ行爲アリタルトキ

第五條 陸軍用航空機製造會社ハ營業期毎ニ遲滞ナク前營業期ニ於ケル營業ノ概況、作業ノ概況及前營業期末ニ於ケル設備ノ概要ヲ記載シタル事業報告ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

第六條 陸軍用航空機製造會社ハ營業期毎ニ株主總會終結後遲滞ナク財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

第七條 陸軍用航空機製造會社ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ陸軍大臣ニ届出ヅベシ

- 一 定款ヲ變更シタルトキ
- 二 取締役又ハ監査役ニ變更アリタルトキ
- 三 株金ノ拂込アリタルトキ
- 四 社債ヲ發行シ又ハ償還シタルトキ
- 五 兼營業ヲ開始シ、擴張シ、縮少シ又ハ廢止シタルトキ

第八條 航空機製造事業法第十五條第三項ノ規定ニ依ル

陸軍ノ當該官吏ハ監督官長並ニ陸軍航空本部所屬ノ監督官及會計監督官トシ其ノ身分ヲ示ス證票ハ別記様式ニ依ル

第九條 陸軍用空航機製造會社航空機製造事業法第十七條第四項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者及相手方ノ名稱
- 二 申請ノ目的及理由

陸軍大臣ハ前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付ス其ノ送付ヲ受ケタル相手方ハ陸軍大臣ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ陸軍大臣ニ差出スベシ前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ陸軍大臣ハ申請書ノミニ依リテ裁定スルコトアルベシ

第十條 陸軍用航空機製造會社ヨリ陸軍大臣ニ提出スベキ書類ハ關係監督官長又ハ陸軍航空本部所屬ノ關係監督官ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鐵鋼配給統制規則

(昭和十三年六月二十日 商工省令第三十三號)

(昭和十三年九月十二日 商工省令第七十八號)

(昭和十三年九月三十日 商工省令第八十四號)

第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ鉄鐵(燐ノ含有量一萬分ノ三以下ノモノヲ除ク)、鑄鐵管及壓延鋼材(別表ニ掲グルモノヲ除ク)ヲ謂フ

第二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者(シヤリング業者ヲ含ム以下同ジ)ハ官廳、公共團體又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ鐵鋼ヲ使用スル者ニ對シ鐵鋼ヲ販賣(昭和十三年九月三十日以前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ販賣スルトキ
- イ 御 料 品
- ロ 官廳ニ於テ購入スルモノ
- ハ 公共團體ニ於テ購入スルモノ
- 二 製鐵用原料又ハ材料トシテ製鐵事業者ニ鐵鋼ヲ販

別記様式

七〇

(縦八・五種、横六種)

面 表

第 號 年 月 日交付

航空機製造事業臨檢證票

官 職 氏

陸軍省印 名

面 裏

航空機製造事業法摘要

第十五條第三項 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ航空機製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

賣スルトキ

三 天火事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 造船業、鐵道業、電氣事業、土木建築請負業、瓦斯事業、水道事業、石油業、鑛業、製鐵事業、機械器具製造事業其ノ他鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム者其ノ事業ノ用ニ供スル鐵鋼ヲ購入セントスルトキハ當該事業ノ主務官廳、地方長官又ハ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ヲ交付ヲ受クベシ但シ軍用ノ工作物(建築物ヲ含ム以下同ジ)ノ築造用鐵鋼又ハ軍需品製造工場ニシテ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケタルモノノ軍需品製造用鐵鋼ノ購入ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

官廳又ハ公共團體ノ工作物ノ築造ヲ請負ヒタル者又ハ軍需品製造ノ註文ヲ受ケタル者ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ノ外當該官廳又ハ公共團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ

第四條 前條第一項ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタル者當該鐵鋼ヲ使用スル工作物ノ築造又ハ當該鐵鋼ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造若ハ加工ヲ他人ニ請負ハシメタル場合ニ於テ當該請負人鐵鋼ヲ購入スルトキハ其ノ者ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ交付スベシ

七一

前項ノ場合ニ於テ注文者ハ請負契約ノ要旨ヲ記載シタル書面及鐵鋼割當證明書ノ寫ヲ自己ノ屬スル統制團體及請負人ノ屬スル統制團體ニ提出スベシ

第五條 土木建築用ノ鐵鋼ヲ購入セントスル築造主ハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ノ外土木建築請負業者ノ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ但シ統制團體ニ屬スル者(土木建築請負業者ヲ除ク)ガ自ラ土木建築工事ヲ執行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 土木建築請負業者又ハ機械器具製造事業者第三條第二項又ハ第四條ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ニ添附シ之ヲ鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ニ提出スベシ

第七條 統制團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス
公共團體ハ地方長官ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼ヲ購入シ又ハ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス

第八條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ購入シタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ其ノ引換ヘタル鐵鋼割當證明書ヲ引換後遲滞ナク商工大臣ノ指定シタル

ル者又ハ團體ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ
第十條 鐵鋼ノ販賣業者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置クベシ

一 購入シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、約定及受入ノ年月日並ニ購入先ノ氏名名稱及住所
二 販賣シタル鐵鋼ノ種類別用途別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、約定及引渡ノ年月日、引渡地並ニ販賣先ノ氏名名稱及住所
三 毎月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第十一條 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ鐵鋼ノ販賣業者ノ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得
第十二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ販賣シタルトキハ遲滞ナク鐵鋼ノ販賣先、種類別數量及價格並ニ引渡ノ年月日ヲ當該鐵鋼割當證明書ヲ發行シタル官廳、公共團體又ハ統制團體ニ報告スベシ

附 則
本則ハ昭和十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
別 表
電氣爐、坩堝爐又ハ酸性平爐ニ依リ製造シタル鋼ヲ壓延シタ

ル鋼材ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

- 一 炭素ノ含有量千分ノ六乃至千分ノ十五ニシテ磷及硫黃ノ含有量各一百分ノ三以下
- 二 硅素又ハマンガノ含有量千分ノ八以上
但シ硅素及マンガノ含有量場合ハ其ノ合計含有量千分ノ十五以上
- 三 ニッケル、クロム、銅又ハアルミニウムノ含有量千分ノ四以上
- 四 タングステン、モリブデン、ワナヂウム、コバルト、チタニウム、ジルコニウム、硼素、ベリウム、ウラニウム又ハタンタリウムノ含有量千分ノ二以上
- 五 前二號ニ掲グル元素(銅ヲ除ク)二以上ヲ含有シ其合計含有量千分ノ四以上

鐵鋼配給統制ニ關スル件

(昭和十三年六月二十四日)
愛知縣公報商一七三四號

鐵鋼配給ノ實情ニ鑑ミ今般商工省令第三十三號(六月二十日官報參照)ヲ以テ鐵鋼配給統制規則制定セラレ來ル七月一日ヨリ施行セラルコトト相成候處同則第三條ノ規定ニ基キ地方長官ヨリ鐵鋼割當證明書ヲ受クベキモノハ差當リ鐵鋼ノ消費數量年額一噸(古鐵ヲ除ク)未滿ノ

工業者ニシテ現ニ關係工業組合ノ組合員タラザル者ニ限定セラレ其ノ工業者ハ原則トシテ商工大臣ノ指定シタル團體ノ發行スル鐵鋼割當證明書ト引換ニ非ザレバ鐵鋼ヲ購入シ得ザルコトト相成ルベク候條右ノ趣關係業者ニ周知セシメラレ度尙地方長官ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別記様式ノ申請書ヲ市町村長經由提出セシメラレ度
(別記様式)

住 所
氏名又ハ名稱

愛知縣知事 田中廣太郎殿
鐵鋼割當證明書下附申請書

今般左記ノ通鐵鋼消費致度候條鐵鋼割當證明書御下附相成度此段及當請候也

- 一 消費スベキ豫定期間
- 二 消費スベキ鐵鋼ノ種類別數量
- 三 製造加工又ハ修理セントスル物ノ名稱及數量
- 四 主ナル營業種目
- 五 製造設備ノ概要

- 六 従業員數男 人 女 人内家族従業員
- 七 前期ニ割當ヲ受ケタル鐵鋼ノ種類別數量
- 八 其ノ他

記載注意

- 一 消費スベキ豫定期間第一四半期(二月乃至三月) 第二四半期(四月乃至六月) 第三四半期(七月乃至九月) 第四四半期(十月乃至十二月)ノ期間ヲ記載スルコト。
- 二 消費スベキ鐵鋼ノ種類別數量
鐵鋼ノ種類寸法、重量(坩單位)ヲ記入スルコト
- 三 製造、加工又ハ修理セントスル物ノ名稱及數量
鎌何本、鋤何本等具體的ニ記載ノコト
- 四 主ナル營業種目
農具製造業、自轉車修繕業等申請書ノ主ナル營業ヲ記載ノコト
- 五 製造加工又ハ修理設備ノ概要
四尺旋盤一臺、萬力二臺等製造、加工又ハ修理ニ必要ナル設備ノ概要ヲ記載スルコト
- 六 従業員數
従業員ノ數ヲ男女別ニ記載スルコト
- 七 前記ニ割當ヲ受ケタル鐵鋼ノ種類別數量
前回半期ニ地方長官又ハ其ノ他ヨリ鐵鋼割當證明書ヲ受ケタルモノノ種類別數量ヲ記載スルコト

- 鐵鋼材統制互助會協議會
- 仙臺管内炭礦鐵鋼配給協議會
- 東京地方鐵山配給統制協議會
- 仙臺地方鐵山配給統制協議會
- 大阪地方鐵山配給統制協議會
- 福岡地方鐵山配給統制協議會
- 札幌地方鐵山配給統制協議會
- 日本鋼材聯合會
- 日本フェロアロイ協議會
- 機械工業鐵鋼配給會
- 保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會
- 青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 岩手縣金屬製品工業組合聯合會
- 宮城縣鐵工業組合聯合會
- 秋田縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 山形縣鐵木工品工業組合聯合會
- 福島縣鐵工機械工業組合聯合會
- 茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 神奈川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 新潟鐵工機械金屬工業組合聯合會
- 富山縣金屬製品工業組合聯合會
- 保證責任福井縣鐵工機械工業組合聯合會

八 其ノ他

前各號以外ノモノニシテ申請者ノ業態ヲ知ルニ足ルベキモノアルトキハ其ノ概要ヲ記載スルコト

鐵鋼配給統制規則第二條ニ依リ左ノ通團體ヲ指定ス

(昭和十三年六月二十九日
商工省告示第百六十八號)

- 社團法人造船聯合會
- 阪神造船協議會
- 關門造船協議會
- 鐵道鐵鋼協議會
- 社團法人電氣協會
- 日本土木建築請負業聯合會
- 社團法人帝國瓦斯協會
- 石油業鐵鋼配給協議會
- 石油鑛業鐵鋼協議會
- 九州石炭鑛業懇話會鐵鋼統制協議會
- 宇部鑛業組合鐵鋼協議會
- 社團法人北海道石炭鑛業會
- 常磐石炭鑛業會
- 福岡地方石炭山配給統制協議會

- 山梨縣鐵製機械器具工業組合聯合會
- 長野縣鐵工製品工業組合聯合會
- 岐阜縣金屬工業組合聯合會
- 靜岡縣鐵工機械工業組合聯合會
- 愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 京都鐵鋼製品工業組合聯合會
- 奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 島根縣鐵工品工業組合聯合會
- 岡山縣鐵工品工業組合聯合會
- 廣島縣鐵木工品工業組合聯合會
- 山口縣鐵木工工業組合聯合會
- 德島縣鐵工機械工業組合聯合會
- 香川縣鐵工機械工業組合聯合會
- 愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會
- 保證責任高知縣鐵工工業組合聯合會
- 福岡縣機械工業組合聯合會
- 佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 鹿兒島縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 川口鑄鐵工業組合

- 川口鑄鐵戸車工業組合
- 東京眼鏡工業組合
- 東京乾電池工業組合
- 東京瓦斯機械器具工業組合
- 東京メッキバケツ工業組合
- 東京機構鉛筆工業組合
- 名古屋輸出樂器玩具工業組合
- 日本時計工業組合
- 日本洋傘骨製造工業組合
- 日本針金綜梳工業組合
- 日本フラスナー工業組合
- 關西金屬戸車工業組合
- 關西纖維機械工業組合
- 日本リードワイヤー工業組合
- 東部ドラム罐工業組合
- 日本鋼ペン先工業組合
- 日本放熱器工業組合
- 日本度量衡器計量器工業組合聯合會
- 日本珪瑯鐵器工業組合聯合會
- 日本亞鉛鐵板工業組合
- 日本自動車工業組合聯合會
- 日本鑄物工業組合聯合會
- 滋賀縣鐵工機械工業組合聯合會

- 石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

同上

(昭和十三年七月四日)
(商工省告示第七十六號)

- 日本鑄鐵調車工業組合
- 東京府鐵鋼製品工業組合聯合會
- 群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 和歌山縣鐵工工業組合聯合會
- 兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會

同上

(昭和十三年七月二十一日)
(商工省告示第九十七號)

- 日本交通保安裝置工業組合
- 日本鑄鐵管工業組合
- 熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會
- 栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會

同上

(昭和十三年七月三十日)
(商工省告示第二百二十四號)

- 人造石油製造業鐵鋼配給協議會
- 日本管鐵工組合聯合會
- 日本鋸刃工業組合
- 大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會
- 宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會

- 沖繩縣鐵工業組合

同上

(昭和十三年八月十八日)
(商工省告示第二百四十四號)

- 日本電解曹達工業組合
- 日本アンモニア法曹達工業組合

同上

(昭和十三年九月十四日)
(商工省告示第二百七十號)

- 食料品罐詰製罐工業組合
- 五ガロン罐工業組合
- 日本鐵鋼製品工業組合聯合會

鐵鋼配給統制規則第九條ノ

規定ニ依リ左ノ通會社及團體ヲ指定ス

(昭和十三年六月二十九日)
(商工省告示第六十九號)
(昭和十三年七月三十日)
(商工省告示第二百二十三號)
(昭和十三年十月一日)
(商工省告示第二百九十號)

- 一 銑鐵(燐ノ含有量一萬分ノ三以下ノモノヲ除ク)又ハ鑄鐵管ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日滿鐵鋼販賣株式會社
- 一 壓延鋼材(鐵鋼配給統制規則別表ニ掲グルモノヲ除ク)ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日本鋼材聯合會

鐵鋼工作物築造許可規則

(昭和十二年十月十一日)
(商工省令第二十四號)
(昭和十三年七月十一日)
(商工省會第五十七號)

第一條 鐵筋「コンクリート」造、鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造又ハ鐵造ノ工作物(建築物ヲ含ム以下同ジ)ヲ築造セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ商工大臣ノ指定スル工作物ノ築造ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ前項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物以前ノ工作物ニ薄鋼板(金屬ヲ鍍シタルモノヲ含ム以下同ジ)ヲ使用セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

但シ庇、樋、換氣筒、煙突、兩押、木口隠又ハ炊事場流場若ハ風呂場ノ羽目張若ハ床張ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 工作物ノ位置
- 二 工作物ノ用途
- 三 築造ヲ必要トスル事由

四 構造ノ種別

五 設計及工事計畫ノ概要

六 建築物ナルトキハ其高サ、階數及各階ノ面積

七 構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ種類及數量又ハ薄鋼

核ノ使用數量

八 工事着手及竣工ノ豫定期

九 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

第三條 前條第一號、第二號、第四號、第六號及第七號

ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ

地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第四條 地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造

用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第五條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルト

キハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第六條 第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定

スル工作物ヲ築造シタル者(當該工作物ノ承繼人ヲ含

ム)其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ同條同項ノ許可

ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事

由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ

受ケ工作物ヲ築造シタル者(當該工作物ノ承繼人ヲ含

ム)其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ同條同項ノ許可

ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスルトキ亦同

ジ

第七條 第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定

スル工作物ヲ築造セントスル者ハ工事ノ著手前第二條

各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

附 則

本則ハ昭和十二年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ工事中ノ工作物ニシテ既ニ基礎工事ヲ

終了シタルモノニハ本則ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨ

リ二週間以内ニ當該工作物ニ付第二條各號ニ掲グル事項

ヲ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス

本則施行ノ際現ニ工事中ノ第一條ノ許可ヲ受クベキ工作

物ニシテ前項ノ規定ニ該當セザルモノニ付テハ本則施行

後二週間以内ニ第二條ノ許可申請書ニ本則施行ノ際ニ於

ケル工事進捗ノ程度ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ地方

長官ニ提出スベシ

(參 照)

本則ハ昭和十二年九月十日公布法律第九十二號第二條

ノ規定ニ依ル

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保

スル爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ

他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付

左ノ措置ヲ爲スコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品

ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコ

ト

二 當該物品ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、讓渡、使

用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲナスコト

附 則

本令ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ工事中ノ工作物ハ第一條ノ許可ヲ受ケ

タルモノト看做ス但シ本令施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當

該工作物ニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出

ヅルコトヲ要ス

第六條ノ規定ハ從前ノ第一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣

ノ指定シタル工作物ヲ築造シタル者(當該工作物ノ承繼

人ヲ含ム)ガ其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ第一條ノ

許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスル場合ニ

之ヲ準用ス

工作物ニ關スル鐵鋼使用制限

方針拔萃

(昭和十二年十月九日)

(鐵第一四二二號)

第一 左ノ工作物ハ許可ヲ要セザルコト

1 國ノ用ニ供スル工作物(鐵鋼工作物築造許可規則

ハ國ノ用ニ供スル工作物ニハ適用ナシ)

2 生産力擴充ヲ特ニ必要トスル事業(大體臨時資金

調整法ニ基ク事業資金調整標準甲ニ屬スルモノ)ノ

用ニ供スル工場其ノ他ノ堅固ナル構造ヲ必要トスル

工作物(鐵鋼工作物築造許可規則第一條ノ規定ニ依

リ商工大臣指定ス)(別記參照前掲)

第二 前項外ノ工作物ハ凡テ許可ヲ受ケシムルコトトシ

其ノ許可方針ハ左ノ通トスルコト

1 左ノ工作物ハ原則トシテ不許可トスルコト但シ保

安上必要ナル修築、國際建築物ノ築造其ノ他已ムヲ

得ザル事情アル場合ハ商工大臣ニ經伺ノコト

イ 百貨店、料理店、飲食店、劇場、映畫館、演藝

場、觀物場、遊技場、舞踏場、待合、貸座敷其ノ

他ニ準ズルモノ

ロ 集會場、公會場、俱樂部其ノ他之ニ準ズルモノ
ハ 住宅、商店、銀行、事務所、浴場、社寺、教會
艇庫、寄宿舎、下宿屋、市場、旅館、宿泊所、ア
パート其ノ他之ニ準ズルモノ

ニ 贅澤品其ノ他ノ不急品ノ製造事業等差當リ擴張
ヲ必要トセザル事業（大體臨時資金調整法ニ基ク
事業資金調整標準丙ニ屬スルモノ）ノ用ニ供スル
モノ

2 前號ニ該當セザル工作物（大體臨時資金調整法ニ
基ク事業資金調整標準乙ニ屬スル事業ノ用ニ供スル
モノ）ハ本則制定ノ趣旨ニ照シ工事ノ延期等ヲ勸奨
シ可成抑制方針ヲ採ルモ工作物ノ用途、築造ヲ必要
トスル事由等ニ鑑ミ差當リ左ノ場合ニ於テハ許可ス
ルコトヲ得ルコト

イ 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ事業ノ新設
擴張等ニ付主務大臣ノ許可又ハ認可ヲ受ケタル事
業ノ用ニ供スルモノニシテ鐵筋「コンクリート」
造、鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、鐵骨
又ハ鐵造ノ構造ヲ必要トスルトキ

ロ 工作物ノ用途等ヲ參酌シ保安上其ノ他已ムヲ得
ザル事由アルモノト認メラルトキ此ノ場合ニ於
テハ商工大臣ニ經伺ノコト (以下略)

鐵鋼工作物築造許可申請又ハ

届出ニ關スル件 (昭和十二年十月十九日
商第 二四四六號)

昭和十二年十月十一日商工省令第二十四號ヲ以テ鐵鋼工
作物築造許可規則ノ公布有之十月二十日ヨリ施行セラレ
其ノ許可申請書又ハ届書ハ所轄警察署ヲ經由セシムルコ
トニ決定候ニ付テハ許可申請書又ハ届書ヲ受理シタル同
則第二條第一號、第二號、第八號及第九號（其ノ他ノ事
項ハ當廳ニテ調査ス）ノ事項ヲ調査シ遲滞ナク進達セラ
ルベク尙申請書届書ノ様式別紙ノ通りニ付之ニ據ラシメ
ラルベク此段及通達候也

追テ鐵鋼工作物ノ取締ハ現在時局ニ鑑ミ緊要ノモノナ
ルヲ以テ嚴重取締ヲ勵行セラルベク特ニ申添候
鐵鋼工作物築造許可申請書及届書様式

(様式一) (正副二通提出ノコト)

昭和 年 月 日

住 所

(申請者) 氏 名

愛知縣知事 殿

鐵鋼工作物築造許可申請書

今般左記ノ通り鐵鋼工作物築造致度候條御許可相成度此
段及申請候也

記

- 一 工作物ノ位置
市 町 番地
郡 村 番地
- 二 工作物ノ用途
- 三 築造ヲ必要トスル事由
- 四 構造物ノ種類
- 五 設計及工事計畫ノ概要（設計圖添附ノコト）
- 六 建築物ナルトキハ其ノ高さ、階數及各階ノ面積
- 七 構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ種類單位延及數量又
ハ薄鋼板ノ使用數量（枚數及單位延）
- 八 工事著手及竣工ノ豫定日
- 九 請負人アルトキハ請負人ノ氏名、名稱

鐵鋼工作物築造許可規則第一條

第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ
要セザル工作物ノ種類

(昭和十三年七月十一日) (昭和十二年十月
商工省告示第百八十七號) (商工省告示第百十號廢止)

左ニ掲グル事業ノ用ニ供スル製鍊場、選鍊場、工場、鐵
塔、索道、岸壁、棧橋、起重機、タンク、倉庫、給水設
備、排水設備其ノ他之ニ準ズル工作物

- 一 採鍊業並ニ金屬精鍊業及製鐵業（普通鋼材製造業
ニシテ製鋼又ハ壓延ノ設備ノミヲ以テ營ムモノヲ除
ク）
- 二 輕合金又ハ可鍛鐵鑄物ノ製造業
- 三 工作機械器具（製材及木工機械ヲ除ク）又ハ同部
分品若ハ同附屬品ノ製造業
- 四 兵器又ハ同部分品若ハ同附屬品ノ製造業
- 五 人造石油（頁岩油ヲ含ム）又ハ代用液體燃料ノ製
造業及石油精製業
- 六 石油輸入業

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件

(昭和十三年四月二十五日)
商工省令第十九號
(昭和十三年六月二十九日)
商工省令第三十四號

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ銑鐵ヲ以テ之ヲ鑄造スルコトヲ得ズ
但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

(昭和十三年四月二十五日)
商工省令第百二十號

文鎮、鉛筆削、インク壺、貯金箱、ホチキス、火鉢、

茶道用風呂釜、天水鉢、扇風機(工鑄業用ノモノヲ除ク)鏡台、煙草セツト、灰皿、花器、水盤、燈籠、火消壺、玩具、鉢、柱掛、額縁、茶卓、菓子皿、置物、電氣スタンド、電燈支柱用腕木、門柱、扉、瓦、持送り、看板、風窓、窓枠分銅、椅子、金庫(手提金庫ヲ含ム)帽子掛、掃除器、手摺、格子、陳列台、街頭照明柱、電柱、欄干、柵、交道標識、街路樹保護板、溝蓋、紙屑箱

同 上

(昭和十三年六月二十九日)
商工省令第百六十五號
昭和十三年七月十五日施行

本立(ブツクエンド)、シヤンデリヤ、机、桌子、寢台、シヤッター用器、郵便受箱、ラヂエーター、ガスストーブ、電氣ストーブ、鐵瓶、五徳、卓上呼鈴、名刺刺及傳票刺
紡織、染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク)
窯業用機械器具(硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク)
印刷又ハ製本用機械器具
理容用機械器具(バリカンヲ除ク)

左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機器具

鐵釘(蹄釘ヲ除ク)、金網、菓子、清涼又ハ致醉飲料、香水、石鹼、蓄音器用レコード、セルロイド及同製品、紙及同製品(バライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク)刷毛及刷子、綿又ハ麻製ノ網、繩及網帽子、燐寸、金屬箱、萬年筆、鉛筆クレヨン

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件

(昭和十三年七月八日)
商工省令第四十九號

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鋼材(屑鋼ヲ含ム)ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

(昭和十三年七月八日)
商工省令第百八十號

文鎮、本立(ブツクエンドヲ含ム)、鉛筆削、ペーパーナイフ、貯金箱、バンド用金具、靴篋、煙草セツト、シガレットケース、ライター、灰皿、鏡、コンバクト、石鹼箱、化粧箱、繪具箱、墨汁罐、食卓用ナイフ、フォーク、スプーン、茶卓、盆、皿、菓子器、菓子罐、魔法壺、天火、布帛掛、置物、置時計、花器、火鉢、椅子、机、卓子、柵、戸柵(ロツカーヲ含ム)、帽子掛、掃除器、塵取、如露、鹽、備付用洗手器、湯タンポ、家庭用電熱器、シヤンデリヤ、電氣スタンド、スタンブシエード、鳥籠、衣裳入箱、紙屑箱、傘立、自轉車立、履物裏金、泥拭器、吸壺、屏、扉、門、格子、風窓、窓枠分銅、シヤッター用器、柵、手摺、欄干、交通標識、電柱、電燈支柱用腕木、街路照明柱(鐵蕊ヲ含ムセメントポールヲ除ク)郵便受箱、陳列器具、看板、ネームプレート、廣告塔、ネオンサイン用具、玩具、子供用乗物、スケート用具、劍道用面、投擲用砲

丸、鐵鏈、圓盤及槍、野球用マスク、鐵亞鈴、鐵渣短艇用クラッチ、空氣銃、競技用障害物、庭球用ネット、樂器、運動靴用スパイク、ゴルフ用具、登山用ビッケル、メガホン、獵銃、樂譜臺及タクト、蓄音機及蓄音機用針、幻燈機、活動寫真機、演藝用照明機械器具、金網(ラス)及工鑛業用ノモノヲ除ク)、籠類、ガス器具、(營業用及醫療用ノモノヲ除ク)、金庫(手提金庫ヲ含ム)、ストーブ、扇風機(工鑛業用ノモノヲ除ク)、卓上呼鈴、冷蔵庫(醫療用ノモノヲ除ク)、金錢登錄機、フアイル、名刺刺及傳票刺、パンチ、ホチキス、自動番號機、エレベーター(工鑛業用ノモノヲ除ク)紡織、染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク)窯業用機械器具(硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク)

鋼製品製造制限ニ關スル件

(昭和十三年八月九日)
愛知縣公報商第三三八七號

今般政府ニ於テハ鐵鋼需給ノ現状ニ鑑ミ消費制限強化ノ爲メ昭和十二年法律第九十二號ニ基キ標記ノ件ニ關シ商工省令第四十九號ヲ以テ別記ノ通り制定公布セラレ來ル八月十五日ヨリ施行可相成候處同則但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記様式ニ依リ許可申請書ヲ所轄警察署又ハ當該工業組合經由(經由區別左ノ通)提出セシムルコトト相成候ニ付テハ右趣貴部內當事者ニ周知方御取計相成度
申請書經由區分

- 一 所轄警察署經由スベキモノ
一年ノ鐵鋼消費量一噸未滿ニシテ現ニ當該物品又ハ部分品ノ工業組合員ニ非ザルモノ
- 二 工業組合ヲ經由スベキモノ
許可ヲ受ケントスル當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合ノ組合員

印刷又ハ製本用機械器具
理容用機械器具(バリカン及剃刀ヲ除ク)
左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル專用機械器具
鐵釘(蹄釘ヲ除ク)、金網、菓子、香水、清涼又ハ致醉飲料、石鹼、蓄音機用レコード、セルロイド及同製品、紙及同製品(ハライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク)、刷

鋼製品製造許可申請書様式

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

愛知縣知事 田中廣太郎殿

鋼製品製造許可申請書

今般左記ノ通鋼製品製造致度候條許可相成度此段及申請候也

記

- 一 品名 名
 - 二 數量 量
 - 三 受注先並ニ仕向地
 - 四 生産額
 - 五 許可ヲ受ケントスル特別ノ事情
- 記載注意
- 一 品名ハ具體的詳細ニ記載ノコト
 - 二 數量ハ個、打、哥等數量單位並ニ鋼鐵使用重量單位(疋)ヲ併記ノコト
 - 三 受注先並ニ仕向先ハ官廳名、商店名及其ノ所在地ヲ記載ノコト
 - 四 生産額ハ過去一箇年間ニ於ケル工場ノ總生産高

銅使用制限規則

(昭和十二年十一月六日)
商工省令第二十八號

(昭和十三年四月二十三日)
商工省令第七十三號改正

- 第一條 本則ニ於テ銅合金トハ黃銅(真鍮)、青銅(砲金ヲ含ム)、洋銀(洋白)、四分一(臘銀)、白銅及赤銅ヲ謂フ
- 第二條 銅(屑及故ヲ含ム以下同ジ)又ハ銅合金(屑及故ヲ含ム以下同ジ)ハ之ヲ建築物ノ門、欄、屋根、庇、水切、雨押、木口隠、樋、化粧張(羽目張、下見張及扶壁ヲ含ム)、煙突、排氣筒、柵、扉、鐵板、押板、破損止金物(保護金物)、方立、コーナービード、仕切用金物(カウンタースクリーンヲ含ム)、手摺、格子、止止、目地、炊事臺(調理臺ヲ含ム)、流場(流臺ヲ含ム)又ハ柱、壁、天井、庇廻シ等ノ裝飾金物(グリルヲ含ム)トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル

事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官(東京府ニ在

リテハ警視總監)ニ提出スベシ

一 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量(前條ニ規定スル

用途別ニ記載スベシ)

二 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

三 建築物ノ位置

四 建築物ノ用途

五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事著手及竣工

ノ豫定期

六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

第四條 銅又ハ銅合金ハ之ヲ商工大臣ノ指定スル物品又

ハ其ノ部分品ニシテ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華

民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ其ノ部分品

ニ非ザルモノノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ニ使用スル

コトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合及特別ノ

事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ

在ラズ

一 法令ニ依リ製造ヲ要スルモノノ製造ニ使用スルト

キ

二 學術研究、試験又ハ標本ノ用ニ供スルモノノ製造

ニ使用スルトキ

三 美術展覽會ノ出品物ノ製造ニ使用スルトキ

四 鍍金用又ハ箔、紙、絲、粉若ハ液トシテ使用スル

トキ

第五條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル

事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 製造スル物品ノ名稱及數量

二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

三 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

第六條 輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又ハ銅合金ヲ使

用シテ第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又

ハ其ノ部分品ヲ製造セントスル者ハ豫メ左ニ掲グル事

項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 製造工場ノ名稱及所在地

二 製造スル物品ノ名稱及數量

三 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

四 製造スル物品ノ相手方別販賣豫定數量

第七條 第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又

ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又

ハ銅合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ

之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費

ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ
地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則公布ノ際現ニ第二條ノ規定ニ依リ新ニ制限ヲ受ケル

ニ至リタル用途ニ銅又ハ銅合金ヲ使用中ノ者ニハ其ノ使

用ニ付本則第二條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨ

リ一週間以内ニ第三條ニ掲グル事項ヲ地方長官(東京府

ニ在リテハ警視總監)ニ届出ヅルコトヲ要ス

従前ノ第四條ノ規定ニヨリ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者

本則施行ノ日ノ前日迄ニ當該物品又ハ部分品ノ製造ヲ完

了セザルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

銅使用制限規則解説

一、第一條關係

(1) 本則ニ於ケル黃銅(眞鍮)ニハネパール黃銅、鉛黃

銅、マンガン黃銅等ノ特殊黃銅ヲ含ム

(2) 本則ニ於ケル青銅ニハ磷青銅、アルミニウム青銅、

マンガン青銅等ノ特殊青銅ヲ含ム

二、第二條關係

ニ使用スルトキ

三 美術展覽會ノ出品物ノ製造ニ使用スルトキ

四 鍍金用又ハ箔、紙、絲、粉若ハ液トシテ使用スル

トキ

第五條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル

事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 製造スル物品ノ名稱及數量

二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

三 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

第六條 輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又ハ銅合金ヲ使

用シテ第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又

ハ其ノ部分品ヲ製造セントスル者ハ豫メ左ニ掲グル事

項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 製造工場ノ名稱及所在地

二 製造スル物品ノ名稱及數量

三 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

四 製造スル物品ノ相手方別販賣豫定數量

第七條 第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又

ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又

ハ銅合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ

之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費

(1) 銅又ハ銅合金ノ箔、紙、粉若ハ液トシテ又ハ鍍金
用トシテ使用スル場合ハ許可差支ナシ
(以下省略)

(2) 本則ノ建築物トハ高層建造物、工場、倉庫、店舗
學校、集會場、演藝場、旅館、病院、市場、屠場、
火葬場、住宅、別莊等及之等ニ附随スル門、障扉等
ノ外鳥居、記念門、記念塔、假設建築物(博覽會建
築物、飾門、飾塔等)等ヲ指稱ス

(3) 屋根ハ巴、鬼、袖瓦、戩斗瓦ヲ含ム(屋根瓦繫用
銅線ヲ含マズ)

(4) 桶ハ蛇腹桶、谷桶、流桶、鯨鱈等ヲ含ム

(5) 化粧張(羽目張、扶壁等ヲ含ム)ハ屋外ノミナラズ
屋内(浴場内及炊事場内等)ニ張附クルモノヲ含ム

(6) 枠トハ窓枠、出入口枠及額縁ヲ指稱ス

(7) 扉トハ扉及其ノ把手、錠前ノ握玉、破損止及裝飾
金物等ヲ含ミ錠前、蝶番、上ゲ落シハ之ヲ含マザル
モノトス

(8) 流場トハ炊事流場ノ外洗濯場、浴場等ノ流場ヲ含
ム

三、第四條關係

(イ) アイロン、鏡、湯沸器等ニハ電氣及瓦斯アイ

ロン、鍋、湯沸器等ヲ含ム

(ロ) 打掛トハ錠前ノ一種ナリ

(ハ) 鉛筆金具トハ消ゴム、紐等ヲ取付クル部分ヲ謂フ

(ニ) 菓子型トハアイスクリーム、ゼリー等ノ型器ヲ謂フ

(ホ) 菓子製造器ニハ營業用ノモノヲ含ム

(ヘ) 髪飾品ニハヘヤーピン(裝飾附ノモノヲ除ク)等ノ結髪必需品ヲ除ク

(ト) 蚊帳、釣手ニハ蚊帳ニ附屬セル環ヲモ含ム

(チ) 格子及バンチングメタルニ付テハ窓、風窓、船舶用其ノ他用途ノ何タルヲ問ハザルコト

(リ) 炊事用ポルトトハ炊事用ノ半球形ノ鉢物ヲ謂フ

(ヌ) 船舶用、燈火管制用、耐濕耐爆用及特殊照明用(航空標識用、航路標識用、醫療用及神佛物用)以外ノ照明器具及附屬品(通電部分無裝飾ホルダ一部分及反射鏡部分ヲ除ク)トハ一般用ノ照明器具及附屬品ニ付テハシヤンデリヤ、ブラツケット、ペンダント、シーリングライト、スタンド、柱上燈等及之等ノシェード、グローブ等一切ニ付裝飾

八八

部分ハ勿論不必要部分一切ニ銅又ハ銅合金ヲ使用スルコトヲ禁止スルノ趣意ナリ即チ原則トシテ照明器具及附屬品ニ付テハ通電部分(ソケットノ内側、コード及スキツチ)。裝飾ヲ附セザルホルダー部分(笠及外球支持部、フレンチ部並ニ連結部ヲ含ム)及反射鏡部分(自動車ノヘッドライト等)ヲ除キ切銅又ハ銅合金ヲ使用スルコトヲ禁止シ之ガ例外トシテ船舶用、燈火管制用、耐濕耐爆用及特殊照明用ノ照明器具及其ノ附屬品ニ付テハ裝飾或ハ特殊目的ノ爲ニ右以外ノ部分ニモ銅又ハ銅合金ヲ使用スルコトヲ認メントスル趣意ナリ

(ル) 散連華トハ匙ノ一種ナリ

(ラ) トースタートハ食パン焼器ヲ謂フ

(ワ) ドアークローザー及フロアヒンチトハドア自動扉開閉器ニシテ前者ハ扉上部ニ取付ケ後者ハ床仕込ノモノナリ

(カ) 表示板掲裝具トハ看板、名札類ノ吊下或ハ受金具ナリ

(ヨ) ホールスタンドハホール用其ノ他ノ帽子掛臺、傘臺或ハ之等ヲ組合セタルモノヲ謂フ

(タ) 窓開閉調整器トハ洋窓ノ向開扉ノ開閉ヲ調節ス

ル器具ヲ謂フ

(レ) 目地トハ床張ノコンクリート、大理石等ノ種目ニ挿入スルモノヲ謂フ

(ツ) 遊戯用ポルトトハ遊園地、海水浴場等ノ所謂貸ポルトヲ謂フ

四、附則關係

従前ノ第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者モ昭和十三年八月十四日迄ニ當該物品又ハ部分品ノ製造ヲ完了セザルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フモノニ付其ノ作業ヲ打切ルコト

五、申請書又ハ届書關係

(1) 申請書ニ記載スル單位數量ハ疋ヲ用ヒルコト

(2) 許可申請書ハ一通ヲ届書ハ正副二通ヲ所轄警察署經由ノ上提出ノコト

(3) 様式ハ左ニ依ルコト

尙詳細ハ縣廳商工課建築課又ハ警察署ニ問合セノコト

様式一ノ一

昭和 年 月 日

住所 (申請者) 氏 名 園

愛知縣知事

殿

銅使用制限規則第二條ニ依ル銅又ハ銅合金使用許可申請書

今般左記ノ通銅(又ハ銅合金)ヲ使用致度候條御許可相成度此段及申請候也

一 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量(第二條ニ規定スル用途別ニ記載スベシ)單位疋

二 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

三 建築物ノ位置

四 建築物ノ用途

五 建築物ヲ建築スル場合ニアリテハ工事着手及竣工ノ豫定時期

六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

様式一ノ二 (規則施行後一週間以内ニ届出ツル事ヲ要ス)

銅使用制限規則第二項ニ依ル銅(又ハ銅合金)使用届

今般左記ノ通銅(又ハ銅合金)使用致居候條此段及御届候也(以下第二條ニ依ル申請書記載様式ニ準ズ)

様式一ノ二

昭和 年 月 日

住所

八九

(申請者) 氏 名 園

愛知縣知事 殿

銅使用制限規則第四條但書ニ依ル銅(又ハ銅合金)使用許可申請書

今般左記ノ通銅(又ハ銅合金)ヲ使用政度候條御許可相成度此段及申請候也

記

- 一 製造スル物品ノ名稱及數量
- 二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量(新設ニ層及故ニ區別シテ記載スベシ)
- 三 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

昭和 年 月 日 住所

愛知縣知事 殿

銅使用制限規則第六條ニ依ル銅(又ハ銅合金)使用届

今般左記ノ通輸出品トシテ銅(又ハ銅合金)ヲ使用可致豫定ニ有之候條此段及御届候也

記

九〇

- 一 製造工場ノ名稱及所在地
- 二 製造スル物品ノ名稱及數量
- 三 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量
- 四 製造スル物品ノ販賣先別販賣豫定數量

昭和 年 月 日 住所

(申請者) 氏名又ハ名稱

銅使用制限規則第七條ニ依ル銅(又ハ銅合金)使用品販賣許可申請書

今般左記ノ通輸出品(又ハ其ノ部分品)トシテ製造シタル物品ヲ國內(又ハ關東州、滿洲國、中華民國)消費ニ充ツル爲販賣政度候條御許可相成度此段及申請候也

記

物品ノ名稱	數量	販賣先	讓受先	第六條ニ依ル届出年月日

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依ル指定物品ノ件

(昭和十三年八月一日) 商工省告示第二百二十七號

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依リ左ノ通物品ヲ指定シ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

- アイロン 油 罐 シ 安全剃刀及同容器
- 椅子 犬用金具 印 形
- 印形入レ インク入レ(インクスタンドヲ含ム)
- 打掛 腕時計バンド 腕 輪
- 繪具容器 エレベーター(工鑛業用ノモノヲ除ク)
- 煙突 鉛筆金具 鉛筆削リ
- 鉛筆 鞘 置 時計 板 留 物
- 桶 盥類ノ類 押 板 カード 立
- オベラグラス カードリング 鏡 金 具 花 器
- カードリング カクテルセット 菓 子 譜 臺
- 傘 立 飾 菓 子 製 造 器 家 庭 用 懐 中 電 燈
- 菓子器 菓 子 製 造 器 家 庭 用 懐 中 電 燈
- 家庭用冷蔵庫 靴金具(蝶番及錠前ヲ除ク)
- カフスポタン 書 紙 筆 筭
- 臺口金具 髪 飾 品 紙 筭
- 蚊帳釣手 蚊 遣 器 器 紙 筭
- カラーポタン カレンダー金具 カ ラ ー 止 板
- 玩 具 観賞用魚類容器 看 皮 剣 器 板

喫煙用器具(煙管、パイプ、ライター、灰皿、シガレットケース等)

- 急 須 鏡 臺 金 具 金庫手提金庫ヲ含ム空 氣 銃
- 鏡(工鑛業及船舶用ノモノヲ除ク) 厨 入 レ
- 果物容器 靴 靴 クリップ類
- 下駄又ハ草履ノ裏金、建築物ノ柱、壁、天井、庇廻シ等ノ裝飾金物(グリルヲ含ム)
- コーヒー沸シ 藥玉裝飾金具 靴下止金具
- 頭 飾 化粧品又ハ化粧用具ノ容器(口金ヲ含ム)
- 賦 板 コーナビード 廣告用文字
- 格子及パンチングメタル(レヂスターヲ除ク)香水吹金具
- 交通標識板 氷 入 器 氷 挾
- 香 爐 コップ、茶碗類並ニ同蓋、枡及臺
- 鏝(工鑛業用ノモノヲ除ク) 五 德
- 子供用乗物 コ ハ ゼ 御飯蒸器
- ゴルフ用具 コンパクト 盃
- 構 皿 自轉車立
- 仕切用金物(カウンタースクリンヲ含ム) 絞タオル入レ
- シャープペンシル(機構鉛筆) 寫真機用三脚
- 寫 眞 立 十能(臺十能ヲ含ム) 漏 斗
- 狀 差 賞 牌 賞 盃
- 商品陳列器具 錠前ノ握玉(眞棒受ネチ部ヲ除ク)

食器棚金具 燭臺 食卓
 書狀計 書類入箱 如露
 炊事調理器(含む)炊事用ボール スキッチボルト
 水筒 吸取器 硯水入れ
 スタンプ臺 ステッキ金具 ストロープ
 ストロイ臺 スプーン 止
 ズボン伸張器 ズボン吊金具 スライドフラス
 清涼櫃 船舶用、燈火管制用、耐濕耐爆用及特
 殊照用(航空機用、航路標識用、醫務用及神佛用)以外ノ
 照用器具及附屬品(通電部分、無裝飾ホレダー部分及反射鏡
 部分ヲ除ク)
 扇風機(工機業用ノモノヲ除ク) 洗面器
 袖丸ミ 算盤ノ心棒 大根等ノ下金
 卓上呼鈴 玉子燒器
 簞笥、衣裳入箱、衣紋掛、本箱、引出箱、茶櫃、机等ノ金具
 (燻香及鏡前ヲ除ク)
 痰壺 煙房具前飾金物 蓋香機
 茶瀝シ入れ 茶零シ 茶焙托
 茶壺 茶道用風爐釜 茶焙ジ
 帳面(ルーズリーフノート及スプリングノートヲ含む)金具
 提灯金具 貯金箱 塵取
 散蓮華 圖書用水筒及油壺 吊下手洗器

九二
 手提袋金具 電氣炬燵 電氣座蒲團
 電氣七輪 電氣掃除器 電氣足温器
 天火 トースター 電氣受金物
 ドアークローザー及フロアヒンデ トイレツトベ
 銅壺及柄杓入 銅像(胸像ヲ含む)及銅碑 パーホルダー
 燈籠 登山用アルコール混燼屏
 登山用アルコールタンク
 トランク類金具(燻香及鏡前ヲ除ク) 鳥籠
 ナイフ(ペンナイフ及バターナイフヲ含む) 泥拭器
 ナフキンリング 鋼 肉池
 ネームプレート、コーションプレート、標札類
 ネクタイ止 ネクタイピン 灰落シ
 灰櫃 排氣筒 蠅叩キ
 蠅張 灰篩 蠅ケツ
 破損止金物保護金物) バニタイケース 齒刷子入れ
 バター、ジャム、砂糖、ミルク等ノ容器 バレツト
 盤景用具類 パン立 ハンドバッグ
 引手及把手 髭剃用コップ 美箸
 柄杓(レードルヲ含む)火熨斗 火箸
 火鉢 被服用バンド 紐掛
 表示板掲裝具 日除金具 フィンガポール
 風鈴 フォーク ブックベルト金具
 筆洗 筆立(ペン立ヲ含む)及筆架

布巾掛 ブローチ 風呂桶及風呂釜
 文鏡 ペーパーナイフ 剃
 ヘヤーアイロン ヘヤードライヤー 篋
 ベンシ血 ベン軸裝飾金具 ホールスタンド
 帯 帽子、類縁等ノ掛金具 丁
 ボタン(スナップヲ除ク) 盆
 本立 窓開閉調整器 魔法瓶
 萬年筆金具(ペン先ヲ除ク) 水差
 耳飾 名刺、傳票等ノ刺器 地
 メニユー立 メモ 挟 器
 持送り(襦袢ケヲ含む)門 藥物
 燒網 藥味入及藥味立 矢立
 矢管 遊戯用ボート 郵便受
 床磨器 指輪 湯沸器
 洋傘裝飾金具 楊枝 入掛器
 ラヂエーター及同カバ 洋服掛
 蠟燭立(神佛用ノモノヲ除ク) 干掛

鉛、亞鉛、錫等使用制限規則

(昭和十三年七月九日
 商工省令第五十一號)

第一條 鉛、亞鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金屬ヲ

用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙又ハチユー
 プハ之ヲ磨磨、化粧品又ハ飲食料品ニシテ輸出品(關
 東州、滿洲國又ハ中華民國ヲ除ク以下同ジ)ニ非ザル
 モノノ包裝ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可
 ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル
 事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
 一 使用スル箔、紙又ハチユーブノ種類及數量
 二 箔、紙又ハチユーブノ用途
 三 箔、紙又ハチユーブヲ使用セントスル事由
 第三條 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之
 等ノ金屬ヲ用ヒタル合金(銅使用制限規則ノ適用ヲ受
 クル銅合金ヲ除ク)ハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ其ノ部
 分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノノ製造ニ使用スルコト
 ヲ得ズ但シ亞鉛メツキ用、錫メツキ用又ハハンダトシ
 テ使用スル場合及地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此
 ノ限ニ在ラズ
 一 茶器、酒器、菓子器其ノ他ノ飲食用器具
 二 鍋、釜、湯沸其ノ他ノ厨房用器具
 三 火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺其ノ他ノ家具什器
 四 手摺、把手、燻香、其ノ他ノ建築用附屬金具

- 五 置物、花器、賞盃、函物其ノ他ノ美術裝飾品
 - 六 煙草セツト、シガーレットケース、灰皿其ノ他ノ喫煙用器具
 - 七 ハンドバッグ、化粧用具、化粧品容器其ノ他ノ身廻用品
 - 八 髪飾、帶止、ブローチ、鈕釦其ノ他ノ裝身具又ハ被服附屬金具
 - 九 文鏡、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文房具
 - 十 玩具
- 第四條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
- 一 製造スル物品ノ名稱及數量
 - 二 鉛、亞鉛、錫、アンチモン、若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ノ種類別使用數量
 - 三 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用セントスル事由
 - 第五條 鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙若ハチユーブヲ以テ輸出品トシテ包装シタル齒磨、化粧品若ハ飲食料品又ハ第三條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品ニシテ輸出品トシテ鉛、亞鉛、錫、アンチモン、ニツケル

若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ齒磨、化粧品又ハ飲食料品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル箔、紙又ハチユーブヲ使用スル場合ニ限リ第一條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

本則施行ノ際現ニ第三條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用スル場合ニ限リ第三條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第四條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

白金使用制限規則

(昭和十二年十二月二十八日 商工省令第三十六號)

各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス

白金使用制限規則制定ノ趣旨

(昭和十二年十二月二十八日 續第二一〇八號)

現下緊急時局ノ影響ヲ受ケ白金ノ需要ハ激増シツツアリ而カモ白金ノ國內生産額ハ需要額ノ百分ノ一ヲモ滿タスニ足ラズ之ガ供給ノ大部分ハ之ヲ海外ニ仰ガザルベカラザル現狀ナルヲ以テ政府ハ極力之ガ輸入増加ニ努メ來リタルガ、國際收支ノ關係上其ノ輸入モ亦自ラ限度アリ殊ニ最近ニ於テ格別事變ノ進展ニ伴フ軍需資材ノ輸入増加ノ爲一般民需用ノ輸入ハ抑制セザルヲ得ザル狀勢ニ達セリ

政府ハ曩ニ輸入物資ニ付國內民需ヲ極力節約スル旨ノ決定ヲ爲シタルガ右ノ如キ一般狀勢ニ鑑ミ民間ニ於ケル白金ノ使用ニ付テモ之ガ調整ヲ行ヒ不急用途ニ對スル供給ヲ制限シ以テ緊急ナル用途ニ對シ必要ナル供給ヲ確保シ需給ノ適合ヲ圖ルヲ刻下ノ急務ト認ムルニ至リタリ

特ニ昨年十二月二十八日大藏省令第六〇號ヲ以テ金使用規則公布セラレタルガ同則ニ於テハ今後金ヲ用ヒタル製品ノ金ノ品位千分中三百七十六ヲ超ユルモノハ當分ノ内原則トシテ之ヲ製造スルコトヲ得ザルコトトシ金ノ裝飾

- 第一條 白金ハ之ヲ裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又ハ什器ノ製造(加工及修理ヲ含ム以下同ジ)ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
 - 一 製造スル物品名
 - 二 白金ノ使用量
 - 三 白金ヲ使用セントスル事由 - 第三條 白金ノ生産、輸移入又ハ賣買ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル事業月報ヲ翌月十五日迄ニ地方長官ニ提出スベシ
 - 一 生産量又ハ輸移入量
 - 二 買入量(輸移入量ヲ除ク)
 - 三 販賣量
 - 四 使用量
 - 五 月末在庫量
- 附 則
- 本則ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス本則施行際現ニ第一條ニ掲グル物品ノ製造ニ白金ヲ使用中ノ者ニハ本則ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第二條

用ノ使用ヲ制限ヲ受クルコトトナリタルヲ以テ白金ノ裝飾用ノ使用ヲ此ノ儘放任セシカ其ノ需要額ハ著シク増加スルニ至ルベシ

茲ニ於テ當局ハ差當リ應急ノ臨時的措置トシテ裝飾用ノ白金ノ使用ヲ制限スルモ亦已ムヲ得ザルモノト思料シ昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律）ニ基キ本則ヲ制定セル次第ナリ即チ右白金使用制限規則制定ハ最近ノ事變ノ進展ニ伴フ臨時ノ措置トシテ誠ニ已ムヲ得ザル一時的ノ制限ナルニ鑑ミ其ノ趣旨ヲ一般民間ニ周知徹底セシメ本則ノ圓滑ナル運用ニ依リ緊急用途ニ對スル白金ノ配給ヲ確保シ以テ現下ノ緊急時局ニ於ケル國民經濟ノ運行ニ支障ナカラシメンコトヲ期スルモノナリ

白金使用制限規則運用方針

（昭和十二年十二月二十八日 勅令第二二〇八號 商工大臣官ヨリ知事宛 拔萃）

本則第一條ノ白金ノ使用許可ニ付テハ左ノ方針ニ依ルコト
 (1) 白金ヲ使用シタル物品ノ白金ヲ使用シタル部分ノ一部ノ修理ニ付テハ原則トシテ許可スルモ差支ナキ

コト

(2) 前項ノ場合ヲ除キ原則トシテ許可セザルコト尙本則運用ニ關シテハ左ノ通り取扱フコト

- 1 本則第一條ノ物品ニハ指輪、時計、鎖、帶止、腕輪、眼鏡、メダル、鈕、ネクタイ止類、髪飾品、コンバクト、羽織紐環、バンド金具、墓口、ハンドバッグ、洋傘、徽章、美錠、文鎖、茶器、菓子器、花瓶、煙草セツト、シガレットケース、煙管、パイプ、ナイフ、白金張屏風其ノ他白金細工ヲ包含ス

白金使用制限規則ニ關スル件

（昭和十三年一月十日 鑛局第一一號）
 鑛小局長ヨリ知事宛

標記ノ件ニ關シテハ曩ニ二二號第二二〇八號ヲ以テ其ノ制限ノ趣旨並ニ運用方針ニ關シ通牒致置候處從來貴金屬製品ノ品位ノ證明ヲ爲シ居ル造幣局ニ於テハ本則制定ニ伴ヒ今後同局ニ對シ白金ヲ使用シテ製作シタル製品ノ品位ノ證明ヲ請ハントスル場合ニハ白金使用制限規則第一條但書ノ許可アリタルコト又ハ同附則第二項但書ノ届出アリタルコトノ證明ヲ要スルコトトシ以テ同則ノ趣旨徹底ニ協力スルコトト相成候ニ付テハ今後貴官ニ於テ同則

第一條但書ノ許可ヲ與ヘ若ハ貴官ニ對シ同則附則第二項但書ノ届出アリタルトキハ申請ニ基キ別記様式ニ依リ其ノ旨ヲ證スル證明書ヲ交附相成度此段及通牒候也

第一號様式（白金使用制限第一條但書ノ許可ヲ受ケタル者ニ對スルモノ）

使用者住所氏名	
製造（加工又ハ修理）スル物品名	
白金ノ使用量	
白金ノ用途	

右白金使用制限規則第一條但書ノ許可ヲ受ケタル者ナルコトヲ證明ス

年 月 日

愛知縣知事

（以下略）

白金使用制限規則運用方針

ニ關スル件

（昭和十三年一月十五日）
 鑛局第一一五六號

標記ノ件ニ關シテハ曩ニ二二號第二二〇八號ヲ以テ通牒致置候處金ペンノ製造ニ際シ其ノ尖端ニイリヂウムト共

ニ白金ヲ使用スル場合ニハ許可スルモ差支ナキコトト致度依命此段及通牒候

白金使用許可申請書様式

昭和 年 月 日

住所

氏名

愛知縣知事 殿

白金使用許可申請書

今般左記ノ通白金使用致度候條白金使用制限規則第二條ニ依リ此段及申請候也

- 一 製造スル物品名
- 二 白金ノ使用量
- 三 白金ヲ使用セントスル事由

金使用規則

（昭和十二年十二月二十八日）
 大藏省令第六十號
 （昭和十三年八月二十日改正）
 大藏省令第五十一號

第一條 金ヲ用ヒタル製品（金ヲ含ム合金、金銀、金張地金、金箔、金絲、金液、金鍍金液及金化合物並ニ此等ヲ用ヒタル製品ヲ含ム以下同ジ）ハ當分ノ内之ヲ製

造スルコトヲ得ズ但シ醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノ又ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ
- 一 申請者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
 - 二 製品ノ種類、數量及價額
 - 三 材料トシテ金地金(金ヲ含ム合金、金銀及漬金ヲ含ム以下同ジ)ヲ使用スル場合ハ其ノ金ノ品位及純量
 - 四 材料トシテ金張地金、金箔、金絲、金粉、金液、金鍍金液又ハ金化合物ヲ使用スル場合ハ其ノ數量、種類及價額並ニ含有スル金ノ純量
 - 五 第三號又ハ前號ノ材料タル金ノ調達方法(買入ルル場合ハ其ノ買入先ノ住所及氏名又ハ商號)
 - 六 製造ノ期間
 - 七 製造ヲ必要トスル事由
 - 八 申請ノ時ニ於ケル同種製品ノ手許保有高
 - 九 製品ヲ輸出スルモノナルトキハ其ノ輸出先並ニ最近一年間ノ輸出先國別輸出實績
 - 十 従業員ノ員數、製造能力等營業ノ規模ヲ知ルニ足

ル資料其ノ他參考トナルベキ事項

- 第三條 當分ノ内物ノ加工又ハ修繕ノ爲ニ金ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノ又ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 前條ノ規定ハ前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ニ關シ之ヲ準用ス
- 第四條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營マントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書正副二通ヲ大藏大臣ニ提出スベシ店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ承継セントスル者亦同ジ
- 一 届出者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
 - 二 會社ニ在リテハ其ノ資本金及代表者ノ民名
 - 三 店舗ノ所在地
- 前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ前項各號ニ掲グル事項ニ付變更ヲ生ジタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル届出書正副二通ヲ大藏大臣ニ提出スベシ
- 第五條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ハ帳簿ヲ備ヘ日日ノ金地金ノ取得、處分及保有ニ關スル一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スベシ
- 第六條 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ハ各月ノ金

地金ノ取得、處分及保有ノ狀況ヲ附屬書式ニ依リ記載シタル報告書正副二通ヲ翌月十日迄ニ大藏大臣ニ提出スベシ

- 第七條 金地金ノ販賣業ヲ營ム者(店舗ヲ設ケザル者ヲ含ム)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ノ外ハ金地金ヲ讓渡スルニ付大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 一 政府ニ賣却スルトキ
 - 二 店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ニ讓渡スルトキ
 - 三 醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノノ製造ニ使用スルモノナルコトヲ確認シタルトキ
 - 四 金使用許可證ノ呈示ヲ受ケタルトキ
- 前項第四號ノ規定ニ依リ金使用許可證ノ呈示ヲ受ケ金地金ヲ讓渡シタル者ハ其ノ金使用許可證ニ讓渡年月日、種類、數量、價額及自己ノ氏名又ハ商號ヲ裏書スベシ
- 第八條 大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ金ヲ用ヒタル製品ヲ製造スル者ニ對シ金ノ使用量又ハ其ノ製品ノ種類若ハ數量ヲ制限スルコトヲ得
- 大藏大臣ハ金ノ使用制限ニ付必要アリト認ムルトキハ金地金ノ賣買ニ關シ價格、數量又ハ取引ノ方法ヲ指定

スルコトヲ得

附 則

- 第九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十條 第一條ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ製造ノ過程ニ在ル金ヲ用ヒタル製品ニ關シ之ヲ適用ス
- 第十一條 本令施行ノ際現ニ店舗ヲ設ケ金地金ノ販賣業ヲ營ム者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書正副二通ヲ本令施行ノ日ヨリ三週間内ニ大藏大臣ニ提出スベシ
- 一 届出者ノ住所、電話番号、職業及氏名又ハ商號
 - 二 會社ニ在リテハ其ノ資本金及代表者ノ氏名
 - 三 店舗ノ所在地
 - 四 最近一年間ノ金地金ノ賣買實績
- 前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ第四條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ト看做ス

附屬書式 金使用規則第六條ニ基ク報告書

大蔵大臣宛

提出年月日

住所
電話番号
氏名又ハ商號

(甲) 總括分

昭和年月日

種類	前月繰越高	當月中買入高	當月中仕上高	當月中賣却高	當月中使用高	月末現在高	備考
純金 <small>金ヲ含ム合金及金銀</small>							
小計							
潰金計							

- 注意
- 種類欄ニハ純金、金ヲ含ム合金、金銀及潰金ニ區分シ金ヲ含ム合金及金銀ハ更ニ品位別ニ區分シテ記載スベシ
 - 數量ハ純金ノ量目ヲ瓦ヲ以テ記載スベシ
 - 合金ノ爲工場ニ拂出シタルトキハ當月中使用高欄ニ内書シ、仕上リタルトキハ當該品位相當桁ノ仕上高欄ニ記載スベシ
 - 精製(分析)ノ爲工場ニ拂出シタル潰金ニ付テハ3ニ準ジ記載スベシ
 - 月末現在ニ於テ分析中又ハ合金中ノモノハ夫々分析中又ハ合金中トシテ欄外ニ其ノ純金量ヲ附記スベシ
 - 支店アルトキハ本店及各支店毎ニ別紙ニ記載スベシ
 - 切目、目増其ノ他賣買使用以外ノ事由ニ依ル増減アリタルトキハ其ノ數量及事由ヲ附記スベシ
 - 用紙ノ大サハ日本標準規格A4 (210耗×297耗) トス

(丙) 賣却分

昭和年月分

住所
電話番号
氏名又ハ商號

種類	引渡日	數量	價額	賣却先			賣却先ノ買入目的	備考
				氏名又ハ商號	職業	住所		
		瓦	円					
計								

- 注意
- 一取引毎ニ記載スベシ
 - 賣却先ノ買入目的ハ例ヘバ齒科用又ハノズル、裝身具、金ペン、金箔、金粉、金液、金鍍金液若ハ金化合物ノ製造等ニ區分シ記載スベシ
 - 賣却先ノ住所ハ道府縣市町村ノ外番地等ヲ詳細ニ記載スベシ
 - 其ノ他(甲)ノ注意ニ準ズ

(乙) 買入分

昭和年月分

住所
電話番号
氏名又ハ商號

種類	受取日	數量	額價	買入先			備考
				氏名又ハ商號	職業	住所	
		瓦	円				
計							

- 注意
- 一般取引百圓未滿ノモノハ一括シテ取引數量及價額ノミヲ記載シ其ノ他ノ欄ノ記載ヲ省略スルコトヲ得
 - 買入先ノ住所ハ道府縣及市町村ヲ記載スルヲ以テ足ル
 - 受取日欄ニハ現物ノ引渡ヲ受ケタル日ヲ記載スベシ
 - 其ノ他(甲)ノ注意ニ準ズ

(丁) 使用分

昭和年月分

住所
電話番号
氏名又ハ商號

種類	數量	使用ノ目的	備考
	瓦		
計			

- 注意
- 使用ノ目的欄ニハ例ヘバ合金、ノズル等製品別ニ區分シ記載スベシ
 - 其ノ他(甲)ノ注意ニ準ズ

商工相談所

本所商工相談所は左記要項に依り、商工業者各位の爲め商工業に關する各種の御相談に應じ、また本會議所内に臨時時局産業調査部を設置して居ますから廣く各位の御利用を願ひます。

記

執務時間

午前九時半より午後三時まで
但土曜日及夏季は午前中（七月二十一日より八月末日まで）

場所

名古屋商工會議所内

料

無料

相談事項

主なる事項を掲載すれば
商取引の紹介斡旋、商店經營、工業技術、工場關係の諸手續、特許新案發明關係の相談、商工及不動産關係の金融相談、稅務相談、組合設立及同關係並組合法規、商工法規、其他商工業に關する各種事項の調査並に相談

尙特別相談として、毎日午前中は特に左記日程に依り、各専門家に委託して、専門事項の御相談に應じて居ります。

特別相談日割（毎日午前中）

月	商店經營其他 工業技術一般
火	商店經營及販賣政策 工業技術一般
水	商店經營及販賣政策 工業技術一般
木	商店經營及販賣政策 工業技術一般
金	商店經營及販賣政策 工業技術一般
土	商店經營及販賣政策 工業技術一般

時局産業轉換相談部開設

法規相談	非常時産業關係法規並ニ法規ト事業經營トノ關係ニ關スル相談
轉換相談	轉換ニ關スル相談
仲介相談	轉換ニ關スル仲介斡旋
技術指導	轉換ニ必要ナル技術的指導及相談

名古屋市中區大池町四丁目

名古屋商工會議所

電話中③二一八一番